

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ミャンマー人権報告書 2018 年版

概要

ミャンマーは、国民議会（National Parliament）が大統領を選出する準議員内閣制を敷いており、憲法の規定により、議会の議席 4 分の 1 は、軍が任命する現役軍人に与えられる。軍は、国防、内政及び国境問題を担当する各大臣、並びに 2 名の副大統領のうちの 1 名を指名する権限も有し、また、大統領が国家緊急事態を宣言した場合は、政府の全部門の支配権を掌握する。2015 年、ミャンマーは全国的な議会選挙を実施しており、この選挙は、国民の意思を反映した信頼できる選挙であったとして市民に広く受け入れられた。国民民主連盟（National League for Democracy : NLD）党首アウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）は文民政権の事実上の指導者であるが、彼女が大統領になることを禁じる憲法の規定のため、国家最高顧問（State Counsellor）にとどまっている。2018 年、国会は NLD 党議員のウイン・ミント（Win Myint）を大統領に選出してティン・チョー（Htin Kyaw）と交代させ、ミャンマーは州と連邦の 13 の役職者の補欠選挙を平和的に整然と実施した。

憲法に基づくと、文民当局は治安部隊に対する権限を有しておらず、国軍最高司令官・上級大将（Commander-in-Chief Senior General）のミン・アウン・フライン（Min Aung Hlaing）が治安部隊に対する実質的な支配権を掌握している。

2018 年に実施された独立調査では、ラカイン（Rakhine）州での 2017 年のロヒンギャ（Rohingya）の民族浄化に関する共謀の証拠が明らかになり、暴力的作戦期間中の軍による非武装の村民に対する殺害、強姦、拷問の一層の詳細が示された。この作戦では、700,000 人を超えるロヒンギャが隣国のバングラディシュに避難した。治安部隊やその他の関与者が暴力を開始する前に準備活動を行ったことを示唆する証拠もあり、例えば、アラカン・ロヒンギャ救世軍（Arakan Rohingya Salvation Army : ARSA）による攻撃に先立つ期間に武器として使用される可能性があるナイフ、工具、アイロン、その他の鋭利な物品が押収された。さらに 13,764 人のロヒンギャが、2018 年 1 月から 9 月までにバングラディシュに逃げ込んだ。2018 年に政府は、避難したロヒンギャやその他の脆弱な集団に支援が届くことを妨害するため、国連及びその他の人道機関に対して立ち入り制限を行った。また軍は、カチン（Kachin）州及びシャン（Shan）州における継続的な紛争において人権侵害を行った。

人権問題には、治安部隊による不法で恣意的な殺害、拷問、過酷で時には生命を脅かす刑務所の状況、政治囚、恣意的又は不法なプライバシーの侵害、ジャーナリストの恣意的逮捕と訴追や名誉毀損の犯罪化、平和的集会の権利及び結社の自由の重大な妨

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

害（平和的抗議者の逮捕及び市民社会団体活動の制限を含む）、信教の自由に対する制限、移動の自由の重大な制限（特にロヒンギャに対して）、一部の当局者による汚職、政府による不法な児童兵士の使用、人身売買、国籍・民族・宗教的少数者の一員を狙った暴力又は脅迫が絡んだ犯罪、強制労働・児童労働の使用がある。成人の間の合意の上での同性の行為は依然として犯罪化されているが、関係する法律が執行されることは稀であった。

政府は人権侵害に関与した職員を訴追又は処罰するために若干の措置を講じたものの、かかる行為の大半が、相次いで刑事免責の対象になった。

一部の非国家的集団は、殺害、児童兵士の不法な使用、成人及び子どもの強制労働並びに紛争地帯の民間人を守ろうとしなかったことなどを含め、人権侵害行為を犯した。このような侵害の結果として捜査や訴追が行われることは稀であった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

治安部隊が、恣意的又は不法な殺害を犯したという報告が数多くなされている。

治安部隊は、民間人に対して、過度の、そして時には致死的な武力を行使した。2018年1月16日、アラカン王朝（Arakan Dynasty）の消滅を悼む毎年の周年行事を取りやめる当局者の決定に抗議していたラカイン州のデモ参加者にミャウウー（Mrauk-U）の警察が発砲して7人を殺害し、12人を負傷させた。警察は、群衆に向けて実弾を発砲したことに加えて、デモ参加者を殴打した（その一部は投石して行政府の建物を乗っ取ろうとしていた）。

2018年中にラカイン州でのロヒンギャの司法外殺害が数件記録されており、非武装のロヒンギャに対する警察の攻撃も数件記録されている。

2018年4月5日、カレン（Karen）州で政府軍兵士が環境権活動家でコミュニティ指導者の Saw O Moo に発砲して殺害した。軍は、カレン民族解放軍（Karen National Liberation Army : KNLA）の戦闘員と共にオートバイに乗っていた Saw O Moo が襲撃の計画に関与していた疑いがあったと述べた。彼の家族とその他の活動家はその主張を否定し、彼が単に KNLA の戦闘員を乗せていただけだったと語った。

2018年中に依然として限定的ながらもラカイン州北部への立ち入りを政府から追加的に許可されたアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、アラカ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ン・ロヒンギャ救世軍（ARSA）の戦闘員が 2017 年 8 月のマウンドー（Maungdaw）郡区 Kha Maung Seik 村でのヒンズー教徒の村民 53 人の虐殺を首謀したことがほぼ間違いないと報告した。

2017 年 1 月にヤンゴン国際空港の外で暗殺された、アウン・サン・スー・チーの顧問でもある著名なイスラム教徒弁護士のコー・ニー（Ko Ni）の死に関して起訴された 4 人の裁判が、2018 年 10 月現在で係属中であった。市民社会団体及び宗教団体は、コー・ニーの死が、憲法改正及び軍による人権侵害についての説明責任を求めて活動する弁護士たちや、処遇の改善を求めて戦うイスラム教徒に畏縮効果を与えたと指摘した。

内戦に関連して、恣意的且つ不法な殺害も相次いで発生した。

b. 失踪

治安部隊による失踪が複数報告された。

2017 年に ARSA とつながりがあるという疑いで正式な罪状も根拠もなく警察によって逮捕されたと報告されている 15 歳から 40 歳のロヒンギャの男性の所在に関して、2018 年中に何ら措置は執られず、追加的な情報もなかった。このうち数人は、逮捕以来消息がわからないという報告があった。

内戦に関連して、失踪も発生した。

c. 拷問及び他の残虐，非人道若しくは品位を傷つける取り扱い又は刑罰

法律は拷問を禁止している。ただし、治安部隊の隊員たちは武力紛争とは関係のない事件で、収監者、被拘禁者、またその他一般市民や無国籍者を拷問し、その他の方法で虐待したと報告されている。このような事件は、例えばラカイン州及びカチン州で発生した。政府は、過去の年における軍による性的暴力の報告に対して捜査を開始していない。

伝えられるところによれば、治安部隊は、激しい殴打や食糧、水及び睡眠の剥奪等の、畏縮及び混乱させることを意図する方法を用いて被拘禁者を厳しい尋問に晒した。人権擁護団体は依然として、少数民族の居住地域における拷問事件を報告し続けている。当局は概して、事件を捜査するため或いは、犯罪者と疑われている者を処罰するための行動を全く起こさなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2018年に発行されたアムネスティ・インターナショナルの報告によると、2017年8月にラカイン州北部で国境警備隊警察（Border Guard Police : BGP）の少なくとも2つの部隊がロヒンギャの男性と少年25人に拷問などの虐待を行った。拷問には、数日又は数週間にわたって続けられる激しい殴打、火傷、性的暴力が含まれる。1人のロヒンギャの10代の若者は、天井に取り付けられた鎖によってつり下げられた状態で殴打されたことを説明した。これは、初めはプラスチックの棒で、次は釘の入った手袋で行われた。

2018年8月21日、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は、2017年にバングラディシュに逃げた後にラカイン州に戻っていた6人のロヒンギャ難民をBGPが逮捕して拷問したことを報告した。当局は難民が違法に国境を越えたとして非難し、彼らが理解できないミャンマー語で裁判にかけ、禁固4年を宣告した。

刑務所及び収容施設の状況

内務省（Ministry of Home Affairs）が刑務所制度を運営し、2018年の間、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross : ICRC）を除いて、一般に刑務所及び拘留施設への国際組織による立ち入りを大きく制限し続けた。軍も拘留施設を運営し、立ち入りを許可していなかった。刑務所及び労働収容所の状況が過密状態、品位を傷つける扱い、及び医療や食糧、住居、衛生などの基本的ニーズの利用機会の不足に起因して依然として過酷であり、生命が脅かされていることもあるという報告が続いたが、監視団体は、比較的中心部にある刑務所ではいくらか小さな改善があったと指摘した。

物理的状況：政府によれば、内務省の配下にある矯正局（Department of Corrections）が国内に推定47カ所の刑務所と正式名称が「農業・家畜飼育職訓練センター」及び「製造センター」という48カ所の労働収容所を運営している。20,000人を超える受刑者が、国内各地のこうした労働収容所で服役していた。当局は、刑に「重労働」が含まれない受刑者を法律に反して労働収容所に送り、民間企業に受刑者を労働力として賃貸していたと伝えられている。近年の改革にもかかわらず、このような収容所の状況は一部の人にとって依然として生命を脅かすものであり、受刑者が鉱山労働者として働く18カ所の収容所では特にそうであった。

著名な人権団体は、女性と男性が別々に収容されている90,000人以上の受刑者がいると推定している。過密状態は、多くの刑務所や労働収容所で深刻な問題になっていたと伝えられている。ある人権団体は、ミャンマー最大の刑務所の収容者数は定員の2倍を超えていたと報告した。一部の刑務所では、公判前被拘禁者が既に有罪判決を受

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

けている受刑者と一緒に収容されていた。当局は、一部の政治犯を一般犯罪の受刑者と分離して収容していたが、土地の権利に関連する問題で当局が逮捕した政治犯は、概して、一般犯罪の受刑者と一緒に収容されていた。

医療用品や寝具類は十分でないことが多かった。寝具類は、マット 1 枚、木製の台、或いはコンクリートの床に敷いたラミネート加工のプラスチックシートだけの時もあった。受刑者は常に飲用水を利用できるわけではなかった。多くの場合、家族は医薬品や基本的な生活必需品を差し入れ、刑務所から受刑者に配給される物品を補った。収監者は、清浄水、囚人服、平皿、コップ、台所用品など基本的な生活必需品を得るために、刑務所長に金銭を支払ったと伝えられている。

被拘禁者は、適切で時宜にかなった医療を受けることができなかった。収監者は、非衛生的な環境及び腐敗した食物によって発生又は悪化したマラリア、心臓病、高血圧、結核、皮膚病、胃腸病等の健康問題に悩まされた。また、元受刑者は、手入れが悪く、風雨や気温の寒暖に対し無防備で、ネズミ、ヘビ及びカビなどが繁殖する物理的構造にも不満を訴えていた。

刑務所の状況及び、適切で時宜にかなった医療を受けることができない状況に関連して生じる健康問題が原因で収容中に死亡する事案が報告されている。

ラカイン州の刑務所は、その中でも最悪の状況にあったと伝えられている。刑務所や刑務所以外の収容所に恣意的に拘留されたロヒンギャの数百人が適正手続きを拒絶され、ラカイン州刑務所の刑務官や治安職員から拷問と人権侵害を受けた。

運営：一部の刑務所においては、表向きはスペースの制約と治安上の懸念という理由から、収監者は宗教作法を完全に遵守することを認められなかった。例えば、収監されていた修道僧の報告によると、当局は修道僧が仏教徒の聖日を祝うこと、僧衣を身にまとうこと、剃髪すること、修道院の作法に則った予定に合わせて食事を取することを認めなかった。また、当局は、治安上の考慮事項を引き合いに出して、イスラム教徒の収監者が金曜礼拝やラマダンで行っているようにグループで祈りをささげることが認めなかった。収監者も被拘禁者も検閲又は報復を受けることなく、司法当局に苦情を申し立てることができることもあった。ICRC は関連する当局に、不適切な状況の訴えについて念を押した。

独立的監視：ICRC は自由に刑務所、収監者及び労働収容所に接触できたものの、軍拘禁施設に立ち入ることはできなかった。ICRC は、刑務所当局との極秘の二者間対話を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

通じてその調査結果を報告した。これらの報告書は公開されておらず、また、他のいかなる当事者とも共有されていない。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

法律は恣意的な逮捕を特に禁止しておらず、政府は引き続き、しばしば少数民族及び宗教上の少数派の居住地において、恣意的に誰かを逮捕するために非合法結社法（Unlawful Associations Act）を利用した。

受刑者が当初の刑期を終えた後に当局が刑期を延長することは法律で認められている。法律は、当局が国家主権と国家安全保障又は公衆の平和と安寧を脅かす行為を行っている若しくは行う可能性がある者と確信する者であれば誰でも起訴或いは裁判せずに拘禁を命じることを認めている。文民政権及び軍は、活動家、学生リーダー、農場経営者、ジャーナリスト、政党職員及び人権擁護者を拘禁するため、引き続きこれらの法律を広義に解釈し、恣意的に利用した。

警察及び治安組織の役割

内務省は、一般的に国内の治安に責任を負い、ミャンマー警察部隊（Myanmar Police Force：MPF）と、全体的な市民行政の責任の一部として治安計画の一部を担っている総務局（General Administration Department）を監督している。内務省は、憲法に従い軍の最高司令官によって指名される現役の軍司令官が大臣を務める。

紛争地域及び一部の停戦地域、そしてラカイン州北部では、国境省（Ministry of Border Affairs）（これも最高司令官によって指名される現役の軍司令官が大臣を務める）の代表者が軍自体と同様に治安計画で重要な役割を果たしている。このような地域では、国内治安についての権限の境界が曖昧な場合がある。2017年8月に始まったラカイン州北部での作戦では、軍の司令官らが全体的な治安対策に対する主な実権を握り、MPFの管理下にあるBGPに対して作戦上、大幅な影響力を及ぼしていたようだった。

MPFは、およそ80,000人の警察官を要する国家警察である。MPFは引き続き基本的能力の開発で進捗を見せたが、専門能力とリソースの大幅な不足がまだ存在し、それが市民に対して効果的に役割を果たす力を構築する上での課題となっていた。薬物対策、人身売買防止、その他の国際的犯罪に取り組むMPFの特別ユニットが、作戦及び捜査能力の開発で引き続き進捗を見せた。

2018年中にBGPによるロヒンギャへの嫌がらせと強要についての報告が続き、これには、在宅する住民が公式の世帯リストと一致しているかどうかを点検するための突然

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

の家宅搜索（通常は軍も関与）が含まれていた。このリストは紛失していることや損傷していることが多く、そのため、このような搜索は時として恣意的な拘留につながった。BGP は、行き過ぎた暴力を行使することもあった。例えば、BGP の部隊は 2018 年 6 月 28 日にバングラディシュとの国境付近で 11 歳のロヒンギヤの少年の脚を銃撃した。これは、少年が薪を集めている時のことであり、挑発行為はなかった。

市民社会団体は、汚職が依然として懸念事項であると指摘し、MPF の特別部（Special Branch）が観察や監視を継続していたと述べた。治安部隊は、身体的虐待及び生計手段に対する脅迫を通じて、依然として民間人に恐怖を与えている。治安部隊による人権侵害を捜査する法的メカニズムは存在するが、めったに利用されることはなく、概して、効果がないとみなされていた。

逮捕手続き及び勾留中の取り扱い

法律は一般に搜索及び逮捕に当たって令状の提示を義務付けているが、伝えられるところによれば、軍保安局長事務所（Office of the Chief of Military Security Affairs : OCMSA）の職員も警察も意のままに搜索を実施し、逮捕を行ったということである。

死刑事件を除き、法律は被拘禁者に対し、弁護士に相談する権利或いは、被拘禁者が貧困者である場合、国が指名する弁護士を抱える権利を認めていない。政府は、5 月に法律扶助に関する法律を改正し、市民が国際基準に基づいた公正且つ平等な法律扶助を利用できるように定め、また、法律扶助担当者が独立して、また法的保護を得て業務を遂行できるよう保証したが、年末現在において法的扶助の制度はまだ機能していなかった。

保釈制度は機能しているが、賄賂は保釈に代わる一般的な手段であった。保釈は一般に刑事事件に適用されるが、保釈が認められるまでに被告は頻繁に数多くの裁判前審問に出席するよう求められた。政府は時として被拘禁者を外部との連絡ができない状態で勾留し、直ちに弁護士に相談するという被拘禁者の権利を認めなかった。

警察による虐待の結果としての収監中の死亡事例の疑いが報告されている。2018 年 9 月 26 日、2 人の男性と共に盗みの疑いで 9 月 12 日に逮捕されたタクシー・ドライバーのアウン・アウン（Aung Aung）は勾留中に警察に殴打された後に死亡したと言われている。ミャンマー国家人権委員会（Myanmar National Human Rights Commission）は、この事件についての捜査を開始した。

恣意的な逮捕：紛争地域での軍による拘留など、恣意的な逮捕についての報告がなされている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2018 年 5 月に、ラカイン州北部の軍が数十人のロヒンギヤを逮捕し、そのほとんどは、過去にバングラディシュに避難した後に非公式に戻っていた若い男性だった。このロヒンギヤの人々は、ミャンマーへの不法入国として処理され、その後赦免されたが、これは政府職員による送還手続きに同意することが条件であったということである。

裁判前の勾留：法律により、当局は容疑者を、出廷させることなく、或いは起訴内容を知らせることなく、裁判前に（2 週間の延長可能性を伴う）2 週間の未決拘禁状態で拘束することができる。複数の弁護士の指摘によると、警察は日常的に、容疑者を法的に認められる期間にわたって勾留し、起訴を行わず、その後、途中で出廷させることによって 2 週間毎の裁判前勾留を繰り返した。裁判官と警察は結託して勾留期間を延長することがあった。弁護士によると、恣意的な且つ長期にわたる未決拘禁が行われるのは、長期に及ぶ訴訟手続き、多数の被拘禁者、司法の非効率性、腐敗の蔓延及び、職員不足に起因している。裁判前及び裁判中の勾留期間は、時には、有罪判決を受けて言い渡される懲役期間と同じ又はそれ以上の場合があった。

恩赦：2018 年 4 月 17 日、ウイン・ミント大統領は恩赦を発表し、政府は 8,541 人の囚人を解放した。これには、ミャンマー政治囚支援協会（Assistance Association for Political Prisoners-Burma）が政治囚とみなす 36 人が含まれていた。恩赦を受けた政治囚の多くは、民族武装集団への所属の嫌疑で非合法結社法に基づいて逮捕されていた。大統領はまた、政治囚の解放についての過去の条件を無効化した。この条件では、どのような犯罪でも将来有罪判決を受けた場合に残存刑期を務めることを強制される可能性があった。

e. 公正な公判の否定

法律は司法の独立性を求めているものの、政府は政治的な目的のために裁判所を操作しているようであり、特に言論の自由に関して、市民は正式な手続きや公正な公判を受ける権利を奪われることがあった。ウイン・ミント大統領とアウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む高位の役職者は、2018 年中の係属中の裁判に関して公的に発言した。

刑事訴訟の制度は、短期間の薬物使用者に対する起訴件数が非常に多いことによって過剰な負担がかかっており、このような起訴は裁判所が処理する事案の 40 パーセントから 50 パーセントを占めると推定されている。汚職は引き続き大きな問題となっている。市民団体組織によると、違法な金銭の支払い、警察に留置されている被拘禁者との面会など日常的な事柄の便宜から訴訟事案の結果などの重大な工作に至るまで法的手続きの全ての段階で、且つ、全ての階層の職員に対して行われていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

軍と政府は、直接的又は間接的に、事案の結果に影響を及ぼすことが可能であり、これは多くの場合、言論又は結社に関する法律の過剰に広い適用や恣意的な適用を通じて行われた。ある目立った事案では、裁判中に無罪を示す証拠が示されたり手続き上の問題があったりしたにもかかわらず、2人のロイター通信のジャーナリストが報道業務に関する植民地時代の法律に基づいて有罪判決を受けた（第2節a項を参照）。

ヤンゴン管区の司法長官、1人の裁判官、4人のその他の司法職員が2018年中に汚職によって起訴された（第4節を参照）。

裁判手続き

法律は、公正な裁判を受ける権利を規定しているが、例外も広範に認めているため、政府は事実上、意のままにこれらの権利に違反することが認められている。通常の刑事事件の場合、裁判所は、独立した司法に対する権利、国民の司法の利用機会、抗弁及び控訴の権利等の、適正手続きに関する複数の基本的な権利を概ね尊重した。実際には、被告は、次に掲げる権利を享受していない。推定無罪の権利、罪状について直ちに且つ詳細に通知される権利、出廷する権利、無償の通訳の権利又は、死刑裁判を除き、自らが選択した弁護士と相談する権利又は国費で国が指名した弁護士を抱える権利。刑事事件の被告側弁護士は、弁護を準備するために十分な時間と施設を求める権利はないものの、公判の準備に15日間の猶予を与えられるのが一般的であった。被告は、判決を上訴する権利を有する。2018年5月、連邦検察局（Union Attorney General's Office）は公正裁判基準マニュアルを導入したが、法律教育の水準が低いため、検察官、被告側弁護士、裁判官は前例、判例、基本的訴訟手続きをよく知らないことが多かった。法律のいかなる条項も、被告が強要されて行った証言又は自白を裁判所で使用することを認めていないが、伝えられるところによれば、当局はそのいずれも行っていた。証拠がないにもかかわらず被告に刑の軽減を約束して有罪を申し立てることを強要したという報告が複数あった。

通常の刑事事件は一般公開されているが、実際には、事件に直接関係のない一般市民は法廷に入ることができなかった。証人と対決し、証拠を提示する権利は認められていないが、被告側弁護士は、証人を呼び、反対尋問を行うことができる時もあった。民主化運動活動家は一般に、弁護士を抱えることができるように見えたが、被告が弁護士と接触できる機会は十分でない場合が多かった。家族成員が当局から個人の逮捕について適時に通知されず、その個人の所在を伝えられず且つ、適時に収監者と面会する権利を頻繁に否定されたという報告がなされている。現地の市民社会団体は、市民が概して自己の法的権利を認識しておらず、市民のニーズに応えるだけの十分な数の弁護士がいないと指摘した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

政府は、法律の下に刑期を延長する能力を保持していた。内務相は、一方的に 2 カ月ずつ 6 回にわたって、すなわち最長 1 年間まで刑期を延長する権限を有している。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政府は引き続き、ジャーナリスト、活動家、また政府や軍を批判する者らを拘留及び逮捕した。複数の市民社会団体によると、2018 年 9 月現在で、有罪判決を受けた政治囚が 36 人、裁判前の勾留中である政治囚が 53 人、政治的な罪状で裁判を受ける前の保釈中の個人が 216 人いた。これらの団体の定義における「政治囚」には、暴力行為を行った可能性のある者が含まれ、また、表現及び宗教の自由に関連する罪は除かれている。この数字には、その多くが政治囚という定義を満たす可能性が高いラカイン州の被拘禁者及び囚人は含まれていなかったが、その数は数百人に上ると推定されている。

国際的報道機関に対して元児童兵士としての経験を詳細に語ったインタビューの後の 2017 年 8 月に軍に対する名誉毀損で逮捕された元児童兵士のアウン・コー・ウウェ（Aung Ko Htway）は、2018 年 3 月 29 日に禁固 2 年の刑を言い渡された。彼は、法廷侮辱罪により刑期に 6 カ月が追加された。

釈放された政治囚の多くは、釈放後に厳しい監視と制限を受けた。この中には、収監前に彼らが行っていた調査の再開不能、渡航文書の確保又は、身元若しくは土地の所有権に関するその他の書類の取得の禁止などが含まれていた。

民事上の訴訟手続き及び救済方法

人権侵害に対する民事救済措置に関する特別の制度又はそのような救済措置を定めた法律は一切ないものの、苦情申立人は刑法の条項及び民事訴訟法を利用して、民事救済措置を求めることができる。個人も組織も、不利な決定に関して地域の人権擁護団体に訴えることはできない。

財産回復

憲法に基づき、全ての土地の所有者は国家であるが、法律は、私人が土地の保有権を登録し、売却することを認めている。2018 年は、当局及び民間部門の団体が土地の乗っ取りを行い、過去及び最近の乗っ取りについての回復が非常に限定的だった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

法律は政府が公的目的のために土地を取得する際の補償を定めているが、市民社会団体は、公正な市場価値での補償金の弁済を規定する保護措置が法律には欠けていると批判し、そのような場合の補償金の頻度と額が不十分であると語った。

政府は、未使用の土地を宣言し、当該地を外国人投資家に譲渡する又は他の用途向けに指定することもできる。土地保有権又は土地没収の決定に係る司法審査についての規定はなく、中央政府の政治的支配を受ける行政機関が土地の利用及び登記に関する最終決定を行う。研究者及び市民社会団体は、土地に係る諸法によって、手続き面で十分な保護を与えることなく土地を没収する行為が助長されると懸念している。土地没収の一部の事例では、補償金が不十分であるか提供されず、事前通知も行われなかった。

2016 年の土地利用政策では、小自作農、コミュニティ、民族、女性及びその他の脆弱な集団の正当な土地保有権の許可、保護及び登記を強調している。この政策には、正規に法的許可を受けなかった慣習的保有権の許可、保護及び最終的な登記も組み込まれている。2018 年 9 月、「少数民族の文化的・伝統的システムに従って定義された」土地の限定的保護を扱った更地・休閑地・未開墾地法（Vacant, Fallow, and Virgin Land Law）の改正を議会が可決して大統領が署名した。11 月 9 日、農業省（Ministry of Agriculture）は、小自作農が 6 カ月以内に自分の土地を登録しなければ同日付けで自分の土地に対して不法侵入者となるリスクを負うと発表した。もし厳密に執行されれば、この命令は、数百万人が自分の土地を利用する権利を失う結果になりかねない。

しかし、市民社会団体は、法律が伝統的な集団的土地所有や移動耕作制度における権利を依然として認識していないという懸念を提起している。集団的土地所有や移動耕作制度は、特に少数民族集団が居住する地域において広く見られる。カチン州、モン（Mon）州、カイン（Kayin）州及びシャン州の民族集団が支配する地域における、法的枠組み及び伝統的な土地保有形態の併用は、政府によって認知されていない。2018 年中に民族団体と市民社会団体は、カチン州、カイン州、マンダレー（Mandalay）管区、その他で政府の土地政策に関する抗議活動を実施した。

監視団体は、軍によって焼かれたラカイン州北部の土地に対して保有権の保証を得ていたロヒンギャ避難民がその土地に戻ることや政府から十分な補償を得ることを妨害するために法律が使われる可能性に懸念を示した。政府職員は、焼かれた土地は法律によって政府に戻されると述べ、そのような土地が以前に保有権の保証を得ていた人に戻されるかどうかは明らかにしなかった。2017 年 8 月以後に避難した土地に対してロヒンギャが以前得ていた保有権の保証を記録するための組織的努力は行われていない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ラカイン州での軍事行動の後、当局は村落の残存物をブルドーザーで排除し、構造物を取り壊し、植生を取り除いた。これは、一部の以前のロヒンギヤの村落を作り替えて過去の施設を治安基地に置き換えることやその他の構造物を開発することが目的であった。

法律は、取得してから 4 年以内に生産的に利用されない土地は返還することを義務付けているものの、市民社会団体は軍によって収奪された土地がそれよりはるかに長い期間にわたって未使用のまま放置されていることや、政府が没収したその他の土地の返還でもほとんど進展がないことを報告した。

内務省の総務局が、土地の返還を監督する。旧軍事政権の下で、ミャンマー石油ガス公社（Myanmar Oil and Gas Enterprise）、ミャンマー港湾公社（Myanmar Ports Authority）及び軍自体等による没収を含め、適正手続きを踏まず土地を没収された農場経営者や農村部コミュニティの多くが、十分な補償を受けられなかった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

私生活及び家宅及び財産の安全は、法律で保護されているが、監視団体らによると、これらの保護はほとんど実行されなかった。

法律は文書での通信又はその他の通信における国民のプライバシーを保護しておらず、活動家らの報告では、当局は、市民団体組織の活動に対する監視を拡大したとのことであった。

複数の活動家の報告によると、政府は組織的に市民の移動を監視するとともに、政治的に活発な人々の活動を監視したとのことであるが、一方で、そのようなプライバシー侵害を経験しなかったと報告する者もいた。伝えられるところによると、政府は、一部の状況において、警察特別部（Special Branch police）、公式の情報網及びその他の行政手続きを利用してこの監視活動を行った（第 2 節 d 項を参照）。

法律は、仏教徒の女性が非仏教徒の男性と結婚することを制限しており、そのような結婚の前の公的通知の義務と裁判所に結婚への異議を訴える権利が定められているが、この法律はほとんど実行されていなかった。

2018 年 1 月、政府がテロリスト、テロリストの家族、テロ集団の賛同者とみなした 1,400 人以上（子どもを含む）の氏名を国営新聞が公表した。そのような判断が行われた状況や該当する個人が過去に起訴、拘留、被疑者手配、喚問の対象となったかどうか

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

かについて、情報は提供されなかった。正式な司法手続きが行われた様子はなかった。
監視団体は、そのようなリストの公表は個人を危害の危険に晒すと指摘した。

ラカイン州では、地元当局は、ロヒンギャの家族が 2 人を超える子どもを持つことを禁じた。ただし、この禁止規定の強制には一貫性がなかった。また同様に、ラカイン州で地元当局は、少数民族ロヒンギャの人々が正式に結婚するためには許可を得ることを義務付けている。この措置は他の民族には義務付けられていない。申請してから許可が下りるまでの期間は 1 年を超えることがあり、通常は賄賂が要求された。2016 年に、ブティダウン（Buthidaung）郡区の BGP は、ロヒンギャのコミュニティの住民が婚姻許可を取得するための追加要件を詳しく説明する指示を、村の行政官に公布した。許可なく結婚すれば、男性が「詐欺的に」女性と結婚することを禁じる刑法の下に、ロヒンギャの男性は起訴され且つ、禁固刑又は罰金刑を科される可能性がある。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a. 言論及び報道の自由

憲法は、「全ての国民は、その信条と見解を自由に表現し、発表する行為において自由であるものとする」と規定しているが、これらの権利を行使するに当たっては、「国家安全保障、法と秩序の支配、地域社会の平和と安寧又は社会的秩序と道德規範を目的として制定された諸法律に反してはならない」という広範且つ曖昧な警告文言が含まれている。ジャーナリストに対する威嚇とジャーナリストの逮捕が 2018 年も継続した。

言論及び表現の自由：言論及び表現の自由は 2017 年と比べて、より制約を受けた。当局は、政府及び軍に批判的な政治的見解を表明したりした民間人を、概して、名誉毀損、無許可の抗議活動を行った又は国家安全保障法に違反した嫌疑で逮捕し、拘禁し、有罪判決を下し、脅迫し、収監した。これには、ジャーナリストなどの拘留と裁判が含まれ、以前用いられていた刑罰よりも厳しい刑罰を規定する法律が適用された。

第 66 条(d)として知られる、電気通信法（Telecommunications Law）に基づく犯罪的名誉毀損規定は、表現及び弁論の自由を制限するために頻繁に用いられた。この法律の使用は、2017 年から変わらず続いている。言論及び表現の自由を主唱する現地活動家団体によると、この法律が 2013 年に導入されてから 198 件の犯罪的名誉毀損事案が第 66 条(d)に基づいて提起された。何人かのジャーナリスト及び、政府や軍に批判的な評論家たちが相次いで、この法律に基づき嫌疑をかけられた。2018 年 1 月 6 日、モン州当局はフェイスブック利用者の U Aung Ko Ko Lwin をモン州首相の Aye Zaw（博士）を非難した投稿を理由に起訴し、別の根拠として同様に名誉毀損を犯罪化する市民の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

プライバシー及び安全保護法（Law Protecting the Privacy and Security of Citizens）を挙げた。

元新聞コラムニストで政府批判で目立っていた Ngar Min Swe が、2018 年 1 月に彼が書いたアウン・サン・スー・チーを批判するフェイスブック投稿を理由に「政府への不満を扇動した」との容疑で 7 月に逮捕された。9 月 17 日に彼は禁固 7 年の刑を言い渡された。

政府による政治家及び活動家のその他の訴迫には、アラカン軍（Arakan Army）への支持を表現したと言われた発言を理由とした Aye Maung 及び Wai Hin Aung に対する 2018 年 9 月 10 日の大逆罪（第 122 条）及び国家中傷（刑法第 505 条(b)）や議会のキリスト教指導者と仏教の「消滅」を認める政府を批判した発言を理由とした Maung Thway Chuun に対する 2018 年 10 月 8 日の第 505 条(c)（民族・宗教集団間の紛争の扇動）に基づく禁固 2 年の刑がある。

2018 年 12 月 7 日、ミッチーナー（Myitkyina）の裁判所は、カチン州の国内避難民の状況に関する平和的抗議への関与を理由に、3 人のカチンの平和活動家（Lum Zawng, Nang Pu, Zau Jat）に禁固 6 カ月と追加的な 500,000 チャット（320 ドル）の罰金を宣告した。彼らは、軍と KIA の間の戦闘が増加した後の 2018 年 4 月に行われた抗議活動での声明を根拠として、軍に対する名誉毀損を犯罪化するミャンマー刑法の条文に基づいて起訴された。続いてミッチーナーの裁判所は、これらの活動家の解放を求める平和的デモを主導したその他 3 人の活動家に罰金を科した。

非合法結社法、常習犯法（Habitual Offenders Act）、電子取引法（Electronic Transactions Law）、テレビ・ビデオ法（Television and Video Act）、国家機密法（Official Secrets Act）、破壊分子の危険から国家を守る法（Law on Safeguarding the State from the Danger of Subversive Elements）、刑法第 124 条(a)及び第 505 条(b)（それぞれ「政府への不満の扇動」と「国家及び公衆の安寧に対する犯罪」行為を扱う）などを含め、他の問題を含む法律で依然として有効なものが、国民の反対意見を検閲し、或いは訴迫するために利用された。3 月に成立した市民のプライバシー及び安全保護法も、NLD が指名したモン州の首相を批判した人を訴迫するために利用された。

2018 年 8 月 16 日、マグウェイ（Magwe）管区の NLD 議長は、管区の機関がフェイスブックを使用してアウン・サン・スー・チー国家最高顧問や管区及び連邦政府の名誉を激しく毀損する人々を訴迫することを指示する通知を発行した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

一部の人々は、治安機関及び超国家主義仏教徒団体による監視と嫌がらせを理由として、政治的にデリケートなテーマについて公然と話すことを依然として警戒している。警察は、政治家、ジャーナリスト、作家、外交官を監視し続けた。ジャーナリストは政府の情報提供者が記者会見及びその他の行事に出席する慣行が広く行われていることに依然として不満を漏らしている。こうした行為は記者及び行事の主催者を威圧しているとジャーナリストたちは語っている。情報提供者は主催者と出席者のリストを要求した。

報道の自由：民間の報道機関は、一部の制限はあるものの活発に報道を行い、活動できた。政府は引き続き、民間が所有する日刊紙の発刊を許可した。2018年10月現在、当局は28の日刊紙を承認していたが、報道の自由は2017年に比べて損なわれており、治安部隊は、前年までに用いられていた法律よりも厳しい刑罰を定めた法律に基づいてジャーナリストを拘留した。

国内メディアは民主改革や2017年のラカイン州での民族浄化の国際調査等の、人権及び政治問題に関する情報を取り扱うことができたが、このような話題に関してある程度の自己検閲を行った。メディアは一般に、国営メディアでは広く報道されない抗議活動や国内紛争のテーマを取り上げることを政府から許可されていた。

軍は引き続き、報道機関の明らかな誤報についてゼロトレランスを実践し、与党は既存の法律を使用して批判的と見られたジャーナリストと元コラムニストを訴追する動きを強めた。

ラカイン州北部における治安部隊の活動の調査に関連して、国家機密法に基づき2017年12月に勾留されて起訴された2名のロイター通信の記者は、裁判の期間中監禁が続き、裁判を経て2018年9月3日に禁固7年が宣告されたが、この裁判は適正な手続きが欠けていたと多くの監視団体が批判した。アウン・サン・スー・チー国家最高顧問は、2018年6月8日の日本の放送局NHKとのインタビューと9月の東南アジア諸国連合（ASEAN）に関する世界経済フォーラムでの公的発言において、批判を退け、2名のジャーナリストの収監を擁護した。

ミャンマー・ナウ（*Myanmar Now*）編集長スエ・ウィン（Swe Win）のマンダレーでの第66条(d)裁判は2018年10月現在で係属中であり、裁判所は事案を却下すべきとの申し立てを退けた。2017年3月、スエ・ウィンは、マバタ（Ma Ba Tha）の著名な名目上指導者である僧のウィラトゥ（Wirathu）が、1月28日の有名なイスラム系護憲弁護士コー・ニーの暗殺（第1節a項を参照）を称賛する発言をしたことで宗教上の行動

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

規範を破ったと示唆する発言をフェイスブックに投稿したことをシェアしたとの容疑で逮捕された。

2018 年 10 月 1 日、ダウェイ（Dawei）郡区裁判所は、*Thanintharyi Journal* の編集者を、同誌が管区職員に関する風刺的文章を 2017 年 11 月に出版したことでメディア法（Media Law）に基づいて裁判にかけた。

2018 年 10 月 10 日、ヤンゴン管区政府は、イレブン・メディア・グループ（Eleven Media Group）の 2 名の編集者と 1 名のジャーナリストを、管区政府の金銭的違法行為の嫌疑に関する記事を出版したことを受けて勾留し、第 505 条(b)に基づいて起訴した。事案をミャンマー報道評議会（Myanmar Press Council）に移すとのウイン・ミント大統領の命令を受け、管区政府は 11 月 9 日に起訴を取り下げたが、評議会の決定が不満足な場合は再度起訴する可能性を留保した。

ラジオ、テレビ、インターネットは、マスコミの主要な媒体である。独立系ニュース定期刊行物の流通は都市部以外では減少し、政府が支配する印刷媒体の流通が独立系メディアの流通を大きく上回った。インターネットへアクセスすることができる人々の間で人気があるオンライン・ニュースウェブサイトを運営している印刷出版物がいくつもあった。軍、政府及び政府関連の実業家は、民間及び半国営の FM ラジオ放送局 8 局の報道内容を支配している。

政府は、全ての国内テレビ放送の独占的所有及び統制を緩めた。6 つの公共チャンネルを提供しているが、このうち 5 チャンネルは情報省（Ministry of Information）が統制し、1 チャンネルは軍が統制している。同省が統制するチャンネルは、常に、軍に関する内容を放送していた。一般公衆は料金を支払えば衛星テレビ受信機を登録することを政府から認められているが、その費用は都市部以外の人々にとって法外に高い。同省は 2018 年 2 月、その画期的な官民提携放送事業におけるコンテンツを放送する報道機関 5 社との間で免許に署名したが、それには、以前国外追放された DVB（民主ビルマの声）及びミッツィマ・メディア（Mizzima Media）が含まれていた。同省は、国営放送のミャンマー・ラジオ・アンド・テレビジョン（Myanmar Radio and Television）の放送インフラを使用する 5 社が、コンテンツに関する政府ガイドラインに従うことを要求しており、これには、ほとんどの場合に「ロヒンギャ」という言葉の使用を避けることが含まれる。多数の報道機関の報告によれば、申請料及びテレビチャンネル維持金は法外であった。

暴力と嫌がらせ：国粋主義者集団は、コミュニティ間の問題及びラカイン州の問題について批判的に報道したジャーナリストを相次いで標的にした。時には現地当局と手

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

を組んで、違法な事業を行う実業家たちも、その活動を報道するジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行った。これには、訴追の脅迫も含まれた。当局は、引き続き、国内各地でジャーナリストを監視した。

検閲又は内容の制限：一般には執行されないものの、法律は国家に関する情報を国外に所在するメディアに電子的に伝えることを禁じており、これによって、国際メディアのために報道している又は国際メディアに協力しているジャーナリストは、嫌がらせ、脅迫及び逮捕がいつ発生するかわからない状況に晒されている。印刷出版物が発行される前にあからさまな検閲を受けたという報告は一切なされておらず、政府はデリケートな政治的及び経済的テーマが公然と議論されるのを許容したが、軍又は政府を批判した出版物に対する訴訟の事案が国内ジャーナリストの間で懸念を高めており、自己検閲を増加させている。

特に過激主義仏教徒、軍、ラカイン州及び和平交渉の状況などに関係した問題については自己検閲が一般的に行われている。ジャーナリストは、2名のロイター通信のジャーナリストの裁判と有罪判決が理由となり、そのような自己検閲が目立つようになったと報告している。政府は報道機関に対し、ラカイン州北部の状況を表現するために一定の文言及びテーマを用いるよう命じ、政府の指導に従わないジャーナリストに対して処罰が行われると脅迫したため、この話題について既に高度な自己検閲をさらに助長した。当局はジャーナリストらがラカイン州北部に立ち入ることを妨げた。例外は、政府が企画した取材旅行であり、その際参加者は厳しく管理され、政府側のストーリーを宣伝するように仕向けられた。そのような旅行の数は、2018年に増加した。政府は、ビザ発行とビザ有効期間の短縮を利用して外国人ジャーナリストの管理を続け、特に通常国内にいないジャーナリストがその対象となった。

政府の検閲委員会が、国内で上映される全ての映画を審査している。この手続きによって、2018年9月に欧州映画祭（European Film Festival）で上映される予定だった1つの作品が、裸体が理由で検閲を受けた。

名誉毀損法：軍部は、それが名誉毀損又は不正確な報道とみなすものについて、何度もジャーナリストを告訴した。軍部は時折、長期にわたる法廷措置の末に事案を取り下げた。

政治家を含め、電気通信法を利用して報道記者を名誉毀損で訴える個人もいた。マンダレーの仏教僧のウ・ソービタ（U Thawbitha）は、政治における司令官と軍の役割を批判するフェイスブック投稿が理由で第66(d)条に基づいて起訴された後、2018年9月28日に警察に出頭した。彼は保釈され、事案は年末現在で係属中であった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

インターネットの自由

政府は、一般的にインターネットへのアクセスを制限又は阻止せず、オンラインの内容を検閲もしなかった。政府はソーシャルメディア監視チーム（*Social Media Monitoring Team*）を設置し、明確な法的権限なしでインターネット通信を監視するとともに、ソーシャルメディアを使って軍、政府職員、与党を批判している複数の個人を威嚇し、拘禁するために名誉毀損罪を利用したと伝えられている。また、当局がオンライン上のメディア局とインターネット利用者を脅した事例も複数あった。軍関係の偽情報キャンペーンがソーシャルメディアで行われこともあったが、ソーシャルメディアは、引き続き、政府の検閲を直接受けることなく着想や意見を交換する場として人気があるメディアとなっている。国際電気通信連合によると、2016 年においては人口の約 25 パーセントがインターネットにアクセスしていたが、携帯電話の普及率は 90 パーセントと推定されていた。他の専門家の報告では、国内の携帯電話の大半が、インターネットに接続することができていた。国際 NGO のフリーダム・ハウス（*Freedom House*）が 2017 年に公表した最新の報告書「インターネット自由度（*Freedom on the Net*）」では、ミャンマーにおけるインターネットの利用は、ここ数年と同様に自由ではないとされた。

電気通信法第 66 条(d)は、オンラインでの表現の自由を制限した。

学問の自由と文化的行事

学問の自由及び文化行事に対しては、依然として政府の制限があった。教育省（*Ministry of Education*）は、いくつかの事例において、国際機関と連携した教育及び文化行事の開催及び、学部学生向けの教育機会の拡大に対する意欲の強化を実証した。

政府は、大学構内における政治活動と結社の自由に対する制限を厳しくした。2018 年 1 月、教育への資金提供の増額を求める学生抗議活動に参加したことを理由に、いくつかの大学で大学管理者が 34 人の学生を退学処分にした。さらに、教育省は 5 月に、大学構内での政治的問題についての演説を禁止することやセミナーや講演を開催する前に詳細の提出（パネリスト全員の氏名・経歴と参加者全員の一覧）を義務付けることを内容とした指令を発行した。幅広い学生抗議活動を受け、同省はこの指令を撤回して政治的議論を認める規制をその後発行したが、話題と参加者一覧の事前承認を受ける必要性は維持した。

政府は、概ね学生組合の非公式な設立を認めた。しかし、学生組合が政府に正式に登録することを認める法律はなく、大学の学長や教員の間では、学生組合に対する恐れ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

や疑念が大きかった。一部の場所で非公式に事務所の開設が認められた学生組合もあった一方、全ミャンマー学生連盟（All Burma Student's Union）は過去数年と同様に登録ができなかったが、非公式なネットワークを経由して一部の活動に参加した。

政府が文化行事を制限した事件が 1 件報告された。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法は、平和的集会及び結社の自由を規定しているが、政府はこの権利を制限した。

平和的集会の自由

憲法は平和的集会の権利を規定しているが、この権利は実際には必ずしも尊重されていなかった。示威行進又は集会のあらゆる届け出に対する規制が、ヤンゴンの 11 郡区でまだ残されていた。一部の市民社会団体は、規制が選択的に適用されて政府や軍に対するデモを防止するために使用されたと主張した。農民と社会活動家は土地の権利及び全土にわたって行われたこれまでの土地没収事案に関して相次いで抗議活動を行い、人権擁護団体は、政府が農民集団及びそれを支持する人々が没収された土地の返還を要求したことを理由に逮捕した事案があったことを引き続き報告した。報告された事案の多くは、旧軍事政権の下で軍に収用され、軍と関係のある民間企業又は個人に譲渡された土地に関連するものであった。

ヤンゴン管区、カヤ（Kayah）州、その他の地方政府は、市民団体組織がホテルやその他の公共施設で集会などの活動をする前に事前の許可を申請することを義務付けた。当局は、そのような許可が取得されていない市民社会イベントを取り消すことを会場施設に強制した。マンダレー管区とカヤ州の当局は、市民団体組織が外交官と面会する許可を事前に地方政府に申請することを義務付けた。

ヤンゴン、マンダレー、その他の都市で平和的な反戦抗議活動に参加したことで、2018 年 5 月に少なくとも 42 人が逮捕された。関係した詩の朗読に参加したことで逮捕された 3 人は 9 月 19 日に刑が宣告され、2 人には 20,000 チャット（13 ドル）の罰金が科され、1 人は罰金支払いの代わりに 15 日間の禁固を選択した。

カヤ州ロイコー（Loikaw）にミャンマー独立の英雄であるアウン・サン（Aung San）将軍の像を立てることに対する 2018 年 7 月 3 日の平和的抗議活動の後、16 人のデモ参加者が逮捕された。16 人のうち 11 人は、抗議活動に関連するパンフレットを配布したことで第 505 条(b)に基づいて起訴された。裁判は 2018 年 10 月現在で係属中である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

平和的な抗議者を有罪にするために利用された一般的な犯罪としては、不法侵入、平和的集会・示威行進法の違反及び、刑法第 505 条(b)違反があり、第 505 条(b)は「国家又は公衆の平穏に対する犯罪」をもたらす可能性が高いと政府がみなした行為を犯罪としている。

結社の自由

憲法と法律は、市民が結社及び組織を結成することを認めているが、政府はこの権利を制限することがあった。

2018 年 6 月、国家僧侶調整委員会（State Sangha Maha Nayaka Committee）は、一般的に「マバタ」と呼ばれる組織の地域支部に対して、その名称を使用する表示を取り除くことを命じた。これは、その名称の使用が 2017 年に禁止されたことを受けたものであり、その後同組織は公式な呼称を「Buddha Dhamma Parahita Foundation」に変更していた。ウィラトゥを含め、そのメンバーの何人かは 2017 年に、超国家主義的発言を用いてイスラム教徒コミュニティに対する緊張を煽ったことで処罰を受けていた。同組織の一部の地方支部は、禁止にもかかわらず自組織の表示でのその名称の使用を続け、2018 年 10 月現在でそれに対する行動は何も取られていなかった。

組織の登録に関する法律は、国内 NGO の任意登録を規定するとともに、国内及び国際 NGO の両方を対象として同法違反に対する刑罰を解除している。この法律に基づき登録を試みた一部の NGO は、手続きが非常に面倒だったと指摘した。

活動家の報告によれば、市民社会団体、コミュニティベースの組織及び非公式のネットワークは堂々と活動しており、また、人権及びその他の政治的問題を公然と議論し続けているということである。ただし、彼らの報告によると、そのような活動や議論に対して国家の監視は頻繁に行われ、集会やその他の活動に対する政府の規制は 2018 年中に増加した。

c. 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。[www。state。gov/religiousfreedomreport/](http://www.state.gov/religiousfreedomreport/)

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

法律は、国内移動、海外渡航、出国及び帰還の自由を明確な形で、また、包括的な形で保護しているわけではない。法律は、市民が「法に従い」、全国のどこにでも定住及び居住する権利を規定している。外国籍者に関する法律は、外国人の移動について登録を義務付けるための規則を制定する権限を大統領に与えるとともに、24 時間を超える一時的な住所変更については全て登録を義務付ける権限を政府職員に与えている。

移住者、難民及び無国籍者の虐待：政府はロヒンギャ住民に対する広範で組織的な虐待を続けた（「無国籍者」の項を参照）。

国内移動：移動の自由は、管区及び地方自治体の命令、指令及び指示を通じて制限されている。

政府は、IDP と無国籍者の移動の自由を制限した。個人の移動の自由は主に、身分証明文書の所有を根拠とするが、当局はこの規則を執行するに当たって、人種、民族、宗教及び出生地も重要な要素として考えていた。少数民族州の居住者の報告によると、政府は、不本意に閉じ込められ、強制的に移転させられた IDP や無国籍者の移動を制限した。

ロヒンギャの国内移動に関する制限は広範囲にわたって行われていた。当局は、大半が国籍を持たない人々であるロヒンギャに対し、ラカイン州の 5 地域、すなわち、ロヒンギャが主に居住する、ブティダウン郡区、マウンドー郡区、ラテーダウン（Rathedaung）郡区、チャウトー（Kyauktaw）郡区及びシットウェ（Sittwe）郡区で国内移動をする際は特別文書と旅行許可証を携行することを義務付けた。ブティダウン郡区及びマウンドー郡区職員は、依然としてロヒンギャに対し、他の村落に一泊するための許可を求めるために「常居所を留守にする旨を通知する書式」を提出し、宿泊先の村落行政官の招待客名簿に登録することを義務付けている。これらの書式と許可証を取得するに当たっては、強要と賄賂が関係することが多かった。

外国人、ロヒンギャ及びその他の個人による北部ラカイン州の郡区間の移動に適用される制限の度合いは郡区によってばらつきがあり、また、移動するに当たっては通常、「書式 4（Form 4）」として知られる文書の提出が義務付けられている。移動者がこの書式を取得できるのは、郡区の移住・国籍登録部（Immigration and National Registration Department : INRD）だけで、しかも、移動者が家族リストの原本の写し、仮登録カード及び 2 人の身元保証人の名を提供した場合に限られた。書式 4 に基づき承認された旅行は通常、2 週間から 4 週間有効である。この書式を入手するために必要な費用は郡区によって異なり、村落行政官又は郡区の INRD 事務所に支払わなければ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ならない金額は 50,000 チャット（32 ドル）から 100,000 チャット（64 ドル）まで幅があった。政府は 2017 年後半にマウンドー郡区とブティダウン郡区で書式 4 の義務を撤廃したが、これは公式の身分証明文書を所有する個人に限られ、移動に対するその他の公式及び非公式の規制は依然として存在していた。北部ラカイン州のある村落又は郡区から別の村落又は郡区までの居所の変更は INRD 又は郡区、県及び州の職員からの許可を必要とした。ロヒンギャは居所を変更できるものの、新たな居所の新たな世帯登録リスト上には登録することができなかった。この慣行によって、人々は居所を変更することが事実上禁止されていた。

国際及び国内人道機関のスタッフは、ラカイン州で活動するためには、連邦及び州レベルからの移動許可が必要だった。国内のスタッフは、2 週間前に移動申請書を提出しなければならず、許可が下りないことも頻繁だった。ラカイン州北部への人道支援のアクセスは、2017 年 8 月、完全に停止されたが、2018 年中に、赤十字運動、世界食糧計画及びその他いくつかの団体が、一定のアクセスを取り戻した。報道機関及び人権専門家は日常的にラカイン州へのアクセスを拒絶された。

移動制限によって、ラカイン州北部のロヒンギャが州内の別の場所（州都のシットウェを含む）や州外に移動することは事実上禁止されていた。

2018 年 5 月、Hla Phyu は 2012 年の暴力事件中に避難してから暮らしてきたラカイン州の IDP キャンプから出てヤンゴンに移動しようと試みた後に虚偽表明を理由に逮捕され、有罪判決を受けた。この 23 歳の教師はイスラム教徒であり、以前に移動の公式許可を申請して成功せず、最終的に許可を受けずに移動を行った。彼女は、重労働付き懲役 1 年の刑を宣告された。

ラカイン州北部及びその他の地域で、日常的に事前予告なしの夜間検査が行われていると報告がなされた。

海外渡航：政府は、政治的活動家、元政治犯及び外国大使館の現地職員の海外渡航の制限を維持した。一部の行政上の制限は残ったが、国内組織の報告によれば、遅延及び制限に遭遇する機会は格段に減少したということである。無国籍者、特に、ロヒンギャは海外渡航に必要な書類を取得できなかった。

亡命：相当な規模のディアスポラ（海外離散）状態にあり、多くの市民が自ら選択した亡命生活を送っている。2018 年を通じて、政府は亡命者に母国の再建を支援するよう促し、一部の亡命者が帰還した。しかし、政府は亡命者コミュニティの人々を含む

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

個人についての、不透明な「ブラックリスト」を維持していると思われ、それらの人々は、入国することを禁じられた。

難民の保護

庇護へのアクセス：ミャンマーの法律は、庇護又は難民の地位を認める規定を設けておらず、政府は難民へ保護を提供するための体制を確立していない。UNHCR は 2018 年を通じて庇護希望者を登録していない。

無国籍者

ロヒンギャの大半は無国籍者である。2017 年に 700,000 人を超えるロヒンギャがバングラディシュに強制的に避難させられた後、520,000 人から 600,000 人と推定されるロヒンギャがラカイン州に残った。中国人、インド人及びネパール人の子孫等を含め、国内全域の無国籍者及び国籍不定者は、相当数に及ぶ可能性が高い。

市民権法（Citizenship Law）の規定は、無国籍状態を生む原因となっている。1982 年の法律及び諸手続きの発効に続いて、政府は公認された 135 の「ミャンマーの民族集団」のリストを公表した。これらの民族集団の構成員は法律に基づき自動的に完全な市民である。このリストには、ロヒンギャが含まれておらず、その後政府が講じた措置により、少数民族ロヒンギャの大半の人々は無国籍者となった。法律は「ミャンマーの民族集団」を、英国の植民地化の前年となる 1823 年に遡ってミャンマーにおける出自を証明できる人種及び民族集団としか定義していない。チン族及びカチン族を含む複数の少数民族集団は、この分類制度を不正確であるとして批判した。この法律条項に基づき、国内居住者の大半が自動的に完全な市民権を取得したのに対し、ロヒンギャ、インド系・中国系・ネパール系住民、及び「パシュ（Pashu）」（海峡華人）（これらの人々の一部は以前国内で市民権を得ていた）を含む複数の民族集団は、政府リストに含まれていない。ロヒンギャ及びその他の人々は、民族に関連しない標準的な制度では事実上、完全な市民権を得る資格があるが、追加的な審査を伴う特別なプロセスを経る必要があり、その際、実際のところ政府の家族記録にアクセスするためや政府職員が公式に市民権申請の処理を受け付けるようにするために政府職員への多額の賄賂が必要である。このプロセスにより、一般に、帰化国民の資格しか認められず、完全な市民権に伴う全ての権利は付与されなかった。法律は、ミャンマー国内で出生し、他国に「関連するつながり」を持っていない子どもに保護を提供していない。

ロヒンギャという名称は、宗教的、言語的及びその他の民族的特徴によって定義される民族集団に属していると自己認識している集団について使用されている。ロヒンギ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

yah は、自らが数代にもわたって現在のラカイン州に居住してきたと考えている。2016 年、政府はロヒンギヤを指すのに「ラカイン州のイスラム教徒」という文言を用いる政策を定めたが、軍幹部や多くの政府職員らは、特にラカイン州において、「ベンガル人」という用語を用い続けており、これは蔑称とみなされている。この用語は依然として身分証明書に使用されている。政府はロヒンギヤに対して、ミャンマーの少数民族であること以外に市民権を得る手段を提供する 1982 年法の制度に基づいて市民権を得る資格のある者を判断する市民権検証プロセスを提案している。ロヒンギヤのコミュニティは、このプロセスに限定的な形で参加した。政府は、このプロセスに参加する条件として、全ての参加者に対し、自らを「ベンガル人」と名乗る義務を排除し、申請者にプロセスの最も早い段階で、その人種又は宗教を用紙に記載する義務も除外された。しかし、伝えられるところによると、これを実施する政府職員は依然として参加者に「ベンガル人」と名乗るよう要求していたという。市民（類別を問わない）と確認された人々は、自らの市民審査カードの人種欄に「ベンガル人」と記載されるだろう。このプロセス及び別個の国籍検証プロセスはロヒンギヤ住民コミュニティによって、信用できるものと見られていなかったが、その理由の一部には、ロヒンギヤ住民が引き続き「ベンガル人」として届け出なければならないと要求されたこと、これらのプロセスを通して国籍検証カード又は市民権を得た少数のロヒンギヤが十分な権利や利益を得なかったこと、及び政府がこのプロセスを、威圧的な形で実施したことなどがあった。例えば、政府職員がロヒンギヤに対して釣りに行くためや銀行口座にアクセスするために国籍検証カードを要求するという事例が報告されている。政府は引き続き、ロヒンギヤに参加を要求したが、多くはプロセスの結果に関する保証を強化する必要を表明した。ロヒンギヤ住民の多くによれば、ロヒンギヤは既に市民であるが、政府が市民権を認めないか、又は範囲を削減した市民権（完全な市民ではなく帰化国民）しか与えず、その権利の縮小を正式なものとするのではないかという不安を抱えているということである。

市民権法によると、2 種類の劣位形態の市民権、すなわち、準市民と帰化国民が存在する。その他の制定法によれば、これらの市民は官職に立候補することができず、国軍、警察又は行政の職に就くこともできず、土地又は金銭を相続することができず、医学や法律等の特定の専門学位を求めることもできない。市民権法によると、準市民又は帰化市民の第三世代のみが完全な市民権を得ることができる。

ロヒンギヤは厳しい法的、経済的及び社会的差別に遭遇した。政府はロヒンギヤに対し、居住している村落を出て移動する場合に事前の許可を得ることを義務付け、高等教育、保健医療及びその他の基本的サービスを受ける機会を限定し、医師、看護師及び教師等の公務員として働くことを禁止した。当局は、強制労働を行わせる者として

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ラカイン州北部のロヒンギャだけを選び出し、恣意的に逮捕した。当局はロヒンギャに対し、婚姻のために公的承認を得ることを義務付け、1 家族当たり登録できる子どもの数を 2 人までに制限したが、2 児政策に関する地元当局の執行状況にはばらつきが見られた。大半の場合、当局はロヒンギャ家族に対して 2 児制限を超えた 3 人目以降の子どもを登録したが、当局がそのような登録をしない事例もあった。

制限が課されたため、ロヒンギャは家屋又は宗教的建物を建設することができなかった。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は、国民が秘密投票によって行われる選挙を通じてその政府を選択できると定めているが、特定の規定により、政府が完全な代表システムになり、国民の意志の自由な表明を保障することが妨げられている。憲法の条項に基づき、連邦議会及び州議会の全議席数の 4 分の 1 が現役軍人の被指名人に割り当てられ、また、軍当局は国防、内政（内務大臣は、地方閣僚、警察、刑務所及びその他の事項に責任を負う）、国境問題を担当する各大臣を指名する権限を有するとともに、大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、政府の全部門の支配権を無期限に掌握する。また、これとは異なる憲法条項は、近親者が外国人の市民権を持っている者が大統領になることを禁じている。憲法を改正するためには議会議員の 75 パーセントの承認が必要であり、軍は憲法改正プロセスに対して事実上の拒否権を持つ。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：国際機関の報告によると、ミャンマーは、一般に受け入れられている民主主義の原則に従って、2018 年 11 月に国家及び州レベルの 13 個の職で補欠選挙を行った。監視団体は、2015 年の国政選挙は、構造的に一部欠陥を抱えていたものの、国民の意思を概ね反映していたとみなした。監視団体は、25 パーセントの議席が非民選の軍将校向けに留保されていること、イスラム教徒の候補予定者がおそらく差別的根拠により自分の政党から資格を認められなかったこと、2015 年より前の選挙では多くが投票してきたロヒンギャの人々の大多数が選挙資格を剥奪されたこと、及び政府が紛争の影響を受けている少数民族の居住地域のいくつかで投票を中止したことを挙げて、懸念を提起した。アウン・サン・スー・チーが党首を務める NLD は、2015 年の選挙で、州、管区及び連邦レベルの民選 1,150 議席の 77 パーセント以上を獲得した。

政党及び政治的な参加：野党と市民団体組織は引き続き集会を開き、抗議を行う権利を行使している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

女性及びマイノリティーの参加：女性及び少数派構成員の政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、女性も少数派も参加した。しかし、女性及び少数派は依然として、政府内で過少代表されている。アウン・サン・スー・チーは、国家閣僚 24 人で構成される内閣で唯一の女性である。連邦、州及び管区レベルにおいて女性の代表が占める比率は 10 パーセントを超えたレベルでしかなかった。地方政府では女性が首長を務めるところが 2 つあり、それはカレン州とタニンダーリ（Tanintharyi）管区の首相である。

2018 年 10 月現在、ラカイン州の首相を含め、少数民族 7 州のうち 5 州の首相がその州の民族集団の出身であり、また、連邦レベルの副大臣 2 人のうち 1 人がチン族出身であり、1 人はモン族出身である。国、州及び管区レベルにおいて少数民族政党の代表が占める比率はおよそ 9 パーセントである。全レベルから引き出されたこの数字には、NLD（多数の民族集団構成員が含まれる）又は連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party）の少数民族の構成員は含まれていない。

ロヒンギャは依然として、政治のプロセスから排除された。これはロヒンギャの大多数が無国籍であるため、その政治的権利（投票か出馬かを問わず）が厳しく抑制されたためである。ロヒンギャはラカイン州総人口のおよそ 3 分の 1 を占め、2015 年の国政選挙の時には一部の選挙区で明確な多数派となっていたが、州議会にロヒンギャの代表はおらず、ロヒンギャ住民が過半数を占めるほとんどの地域では、ラカイン族の民族主義政党が議席を獲得していた。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、政府職員の腐敗に対して刑罰を規定しており、政府は引き続き、蔓延する腐敗を阻止しようと努めている。いくつかの事例報告によると、公選された役職者の汚職は、2016 年以降大幅に減少しているというが、憲法に基づき軍によって指名される現役将軍である内務大臣の権限下にある総務局を含め、一部の政府機関内での政府の汚職撤廃活動は限定的なままだった。

汚職：汚職は、特に司法部門において依然として問題となっている。警察はしばしば被害者に犯罪捜査の見返りとして相当な金額の賄賂を支払うよう要求し、日常的に市民に金銭を強要していたと伝えられている。政府は、政府関係者の汚職の調査及び対応に向けて複数の措置を講じた。

2018 年 5 月、チャー・ウィン（Kyaw Win）財務大臣（Minister of Finance）は、汚職防止委員会（Anticorruption Commission）の捜査を受けている間に辞職した。この捜査は、起訴には至らなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2018 年 1 月に人気のあるコメディアンを殺害した容疑がかかっていた 3 人の男性に対する起訴を取り消すために 7,000 万チャット（45,500 ドル）の賄賂を受け取ったことで、9 月にヤンゴン管区司法長官（Yangon Region Attorney General）とその他 5 人の職員（裁判官を含む）が逮捕され、起訴された。この事案は 2018 年 10 月現在で係属中である。

2018 年 10 月、汚職防止委員会の委員長は、軍の汚職を捜査する権限が委員会にないと述べた。

資産公開：公務員は、資産開示法の対象にはならなかった。法律は大統領及び副大統領に対し、家族の資産リストを議会両院の合同議長に提出することを義務付けており、また、大統領が任命した者に対し、その個人資産のリストを大統領に提出することを義務付けている。政府は、報告書を公表しなかった。

公務員は 25,000 チャット（16 ドル）を超える贈答品を受領してはならない。この規則は、公務員に対し、受領するか否かを問わず、贈答品の申し出を全て、その上司に報告することも義務付けている。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府は、国内の人権団体が独立して役割を果たすのを完全に認めたわけではなかった。人権 NGO は事務所を開設し、活動することができたが、当局による嫌がらせや監視の報告がいくつかあり、また、当局が時には、活動家やその他の市民社会団体の会合に場所を提供しないようにホテル及びその他の会場に圧力をかけたという。

国際 NGO の代表を含む人権活動家及び擁護者は依然として、更新のため定期的に出国することを義務付けられる短期ビザしか得ることができなかった。政府は引き続き外国人の移動を監視し、外国人との接触状況に関して市民を尋問した。

国連又は他の国際機関：2018 年末現在、政府は国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の事務所の開設に同意していなかった。公式には OHCHR の職員に名目的な存在を維持することを認める一方、OHCHR の一部の職員に対するビザの発行を遅延させ、ラカイン州及び紛争地域への移動に当たっては引き続き移動許可を得ることを義務付けている。

2018 年 9 月 17 日、国連人権理事会（UN Human Rights Council）が設置した国連事実調査団（UN Fact-Finding Mission）は、ミャンマーに関する最終報告書を公表した。この

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

報告書は、ラカイン州、カチン州、シャン州やその他の地域で軍が行った残虐行為を詳述し、ラカイン州での軍の 2017 年の作戦に「大虐殺の意図」があったと判断した。政府は、国連事実調査団が国内に入る許可を与えず、同報告書を公的に否認した。

政府は、ミャンマーの人権問題に関する国連特別報告官の入国を引き続き認めなかったが、2018 年 4 月に任命されたミャンマーに関する国連事務総長特使であるクリスティーネ・シュラナー・ブルゲナー（Christine Schraner Burgener）に対しては、複数回の入国を認め、アウン・サン・スー・チー及びミン・アウン・フライン（Minh Aung Hlaing）司令官を含む役職者と面会することを認めた。

ICRC は独立した民間の刑務所及び労働収容所に無制限に立ち入ることができた。政府は、ICRC がシャン州、ラカイン州及びカチン州等の少数民族州で活動することも許可した。

政府の人権団体：ミャンマー国家人権委員会は、いくつかの深刻な人権侵害事件を調査した。一部の目立った事件では、国家人権委員会は政府に虐待捜査の実施を求め、2018 年 10 月にはロヒンギャのバングラディシュからの帰還を促進することを政府に求めた。また、被勾留者の警察による虐待に対しても捜査を実施した（第 1 節 d 項「逮捕手続き及び勾留中の取り扱い」を参照）。信頼できる独立したメカニズムとして活動する同委員会の能力は限られたままであった。同委員会は、人権教育カリキュラムの作成を支援し、人権に関する資料を配布し、人権に関する訓練を実施した。

2018 年 7 月 30 日、政府は、フィリピンの元副首相ロザリオ・マナロ（Rosario Manalo）が責任者を務めるラカイン州の調査委員会（Commission of Enquiry : COE）を設立したと発表した。4 人で構成される COE は、2018 年 10 月現在でいかなる調査結果も公表していない。2016 年にラカイン州北部で起きたロヒンギャに対する治安部隊による広範な虐待行為についての報告に関する過去の政府主導の調査は、罪や責任に関する発見がなく、国際的な監視団体からは、大きく欠陥があるとして批判された。

2016 年にアウン・サン・スー・チーによって設立され、元国連事務総長のコフィ・アナナンを長とするラカイン州諮問委員会（Advisory Commission on Rakhine State）は、ラカイン州北部の ARSA による攻撃の前、2017 年 8 月に最終報告書を発表した。監視団体は、2018 年 10 月現在で諮問委員会の最終報告書の 88 個の勧告のうち 81 個を実行したという政府の主張を疑問視している。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は違法であるが、依然として重大な問題であり、政府はこれに関する法律を事実上執行していない。配偶者による強姦は、妻が 14 歳未満でなければ犯罪とならない。警察は、報告された強姦事件を概ね捜査したが、警察の捜査は被害者に対して敏感さを欠いていたとの報告があった。市民社会団体は引き続き、強姦を届け出た女性に警察が暴言を吐くこともあり、また、強姦犯の威厳を傷つけた嫌疑で被害者の女性自身が訴追される恐れもあったと報告した。

女性へのドメスティック・バイオレンス（配偶者による虐待を含む）は、依然として深刻な問題であった。家庭内での虐待は広く行われており、社会的に許容可能とみなされている。政府が包括的な統計データを管理せず、被害者が通常は通報しないため、配偶者による虐待又はドメスティック・バイオレンスを評価することは困難であったが、政府は事件の記録を試みており、明記された事件の数は増えている。法律では他者に身体的危害を加えることを禁じているが、妻が 14 歳未満でない限り、ドメスティック・バイオレンス又は配偶者による虐待を禁止する特定の法律はない。法律に違反した場合の刑罰は、禁固 1 年から終身刑に及ぶほか、罰金が科されることもある。法律の規定が重複しており、また場合によっては相互に矛盾しているため、これらの限定された保護ですら、実施を複雑化させている。

国連、報道機関及び NGO は 2018 年中に、少なくとも 2011 年からのラカイン州、カチン州、シャン州での軍による幅広い強姦及び性的暴力の幅広い使用について記録した。軍は、強姦が軍部内で組織化されて行われているという疑惑を全て否定した。

セクシャル・ハラスメント：刑法は、セクシャル・ハラスメントを禁止しており、言葉によるハラスメントに対しては禁固 1 年以下及び罰金、身体的接触を伴うハラスメントに対しては禁固 2 年以下及び罰金を科している。この犯罪は概して届け出られないために、この問題が社会にどれだけ広まっているかについての情報も全くなかった。国内の市民団体組織の報告によると、警察の捜査官は被害者に対して敏感さを欠いており、捜査又は訴追を遂行することは稀であった。

人口抑制における強要：中絶の強要や強制避妊手術についての報告はなかった。しかし、2015 年、政府は人口抑制保健法（Population Control and Health Care Law）を成立させた。同法には、施行された場合に出産間隔要件を強制する条項が含まれている。同法の下で、大統領又は中央政府は、人口、天然資源、出生率、食糧の入手可能性などの要素を検討した上で、保健医療に対する「特定地域」を指定することができる。特定地域が一旦宣言されると、政府は、家族計画の立案方法に関する規則の制定を含め、様々な職務を遂行するための専用の保健医療機関を設置することができる。政府は、この法律の制定からこれまでに、かかる特定地域を 1 カ所も指定していなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

州北部の 2 つの郡区に居住するロヒンギャについて、ラカイン州が公布した「子どもは 2 人までとする」州行政命令は依然として有効であるものの、政府及び複数の NGO によれば、この命令の執行には一貫性がなかった（第 1 節 f 項を参照）。

差別：法律により、財産及び相続に関する権利並びに、宗教及び個人的な地位を含め、女性は男性と同じ法的地位及び権利を享受するが、政府がこの法律を執行しているかどうかは不明である。同一労働同一賃金は、法律の義務付けるところであるが、これが正規部門で尊重されているかどうかは定かでない。NGO の報告によると、衣料産業など一部の部門ではこれに従っていなかった。貧困の影響を受けるのは圧倒的に女性であった。公務員の雇用を定める法律は、いかなるものも「男性にのみ適している地位」への男性の指名を妨げてはならないと規定しているが、「男性にのみ適している」ものが何であるかについての詳細な定義は述べられていない。

慣習法は婚姻、財産及び相続問題に対応する上で広く用いられており、制定法に基づく規定と異なるものになっている。

子ども

出生登録：1982 年市民権法により、国家が公認する 135 の民族集団のほか、旧市民権法に基づく市民権要件を満たす人々に対しては自動的に完全市民権が付与される。また、政府は、少なくともいずれか一方の両親が完全市民権を有している限り、何らかの形態の市民権を有する両親の第二世代の子どもに完全市民権を付与する。準国民又は帰化国民の第三世代の子どもは完全市民権を得ることができる。居住者の市民権は両親に由来して生じるものであって、両親とも公認された 135 の「ミャンマー人」でなければならない。同法に基づき、政府は、ロヒンギャを民族集団と正式に認定していない。

著名な国際 NGO は、農村部と都市部で出生登録に大きな格差があると述べている。主要都市（例えば、ヤンゴン及びマンダレー）の場合、出生は直ちに登録される。大都市の場合、基本的な公共サービスを受けるのに必要な資格を得るため及び国民 ID カードを取得するために、親は出生を登録しなければならない。小さな市町村の場合、出生登録は非公式に行われるか或いは制度そのものが存在していないことが多い。ロヒンギャのコミュニティにとって、出生登録は大きな問題だった（第 2 節 d 項を参照）。ラカイン州諮問委員会は、その中間報告において、ラカイン州の全住民の半数近くが出生証明書を持っていないと指摘し、政府に対して包括的な出生登録推奨キャンペーンを導入するよう勧告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

出生証明書は、特に児童労働、早婚及び武装集団への入隊から子どもを守る重要な手段になった。出生登録がなされていない、或いはもっと頻繁に発生する問題として出生証明書を入手できない場合、遠隔地の地域社会で公共サービスを利用することが困難になる。

教育：法律により、教育は義務であり、無料であり、第 4 学年までは国内どこでも共通して行われる。政府は依然として公教育に最小限の資金しか割り当てておらず、学校は非公式の学費を課している。

国内避難している児童及び国籍を持たない児童が教育を受ける機会は依然として制限されている。

児童虐待：法律は、児童虐待を禁止しているが、それらは十分でもなければ、執行されてもいない。複数の NGO の報告によれば、規律を守らせる手段として、児童に体罰を与える行為が広く行われたということである。違反に対する刑罰は、最高で 2 年以下の懲役又は 10,000 チャット（6.30 ドル）以下の罰金である。家庭内、学校内、児童労働及び搾取が行われる状況及び武力紛争で発生する子どもへの暴力の事例証拠が示された。社会福祉・救済再復興省（Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement）は、子ども保護プログラムを継続した。ラカイン州では、引き続き、暴力によって多数の家族及び子どもが避難を余儀なくされたり、移動を制限されたりしており、この避難によって暴力及び搾取が横行する環境に晒されることがあった。カチン州及びシャン州における武力紛争は、両地域内の児童に同様の悪影響を及ぼした。

早期結婚及び強制結婚：法律は、宗教と性別に基づき異なる結婚の最低年齢要件を定めている。仏教徒は 18 歳、キリスト教徒の男子は 16 歳、女子は 15 歳である。しかし、児童結婚は依然として行われている。2014 年の国勢調査によれば、女性の 13 パーセント以上が 15 歳から 19 歳の間に結婚していた。強制結婚について信頼できる統計はなかった。農村地域では児童婚の問題は依然として続いていた。

児童の性的搾取：児童はミャンマー国内で性目的の人身売買の対象となっており、児童買春を目的とする少数の外国人観光客が児童を搾取している。法律は児童買春目的の観光を明示的に禁じてはいないものの、売春斡旋及び売春は禁止しており、刑法は 14 歳未満の未成年者との性行為を禁止している。18 歳未満の児童の買春及び売春に科される刑罰は、禁固 10 年である。法律はポルノを禁じており、これに対する刑罰は 2 年以上の禁固刑及び 10,000 チャット（6.30 ドル）の罰金である。被害者が 14 歳未満である場合は、法律により、その性行為は法定レイプとみなされる。法定レイプに対

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

する最高刑は、被害者が 12 歳から 14 歳であれば禁固 2 年、被害者が 12 歳未満である場合は、禁固 10 年以上終身刑である。

故郷を追われた児童：紛争地域における国内避難児童の死亡率は、国内の他地域におけるものよりも著しく高かった（第 2 節 d 項を参照）。国連の推定によると、ラカイン州の 128,000 人の IDP の 53 パーセントは子どもであり、その大多数はロヒンギャである。国連は、カチン州の 98,000 人の IDP の 46 パーセントが子どもであり、シャン州北部の 8,500 人の IDP の 48 パーセントが子どもであると推定した。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている国務省の「親による子の奪取に関する年次報告書（*Annual Report on International Parental Child Abduction*）」を参照のこと。<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/for-providers/legal-reports-and-data.html>

反ユダヤ政策

ヤンゴンには、ユダヤ人が小規模な集会を行う際に利用するシナゴグ（礼拝堂）が 1 つあった。反ユダヤ的な行為についての報告は一切なされていない。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

身体、知覚、聴覚、知能及び精神障害者を差別することは、法律により禁じられている。法律は航空旅行及びその他の形態の輸送において障害者を差別することを特に禁じてはいないものの、政府に対して障害者が公共輸送を容易に利用できるようにするよう命じている。政府はこれらの条項を有効に執行していなかった。

市民社会団体の報告によると、中等教育まで学校に通っている障害のある児童の割合は、往々にして他の児童よりも著しく低く、多くは社会的汚名及び障害のある児童のニーズを満たす設備不足を理由に一度も学校に通ったことがなかった。

ミャンマー身体障害者協会（Myanmar Physical Handicap Association）によると、紛争により相当数の軍人、武装集団メンバー及び民間人が拷問及び地雷事故などに起因する障害を抱えていた。国内には、手足の一部を切断し、全国 5 カ所の身体リハビリセン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ターによって支援されている人がおよそ 12,000 人おり、その 3 分の 2 は地雷事故の生存者であると考えられている。障害者は、民間人及び政府関係者から社会的汚名を着せられ、差別に晒され、虐待を受けたと報告した。障害のある学生は、大きな不利益として包摂的教育を妨げる障害を挙げている。

傷痕軍人は、優先的に公的便宜を受けた。これは通常、健常者と同額の給料で公務員職に就くという形を取ったが、農村地域における軍及び少数民族の生存者は、生活の糧を得る機会に恵まれず、手頃な料金の治療を受けることもできないのが普通であった。原則として、軍人以外の障害者への公的支援は、一時的障害の場合には最長 1 年間、収入の 3 分の 2 が支払われ、永久障害の場合には非課税の給付金が支払われた。新法は障害者となった労働者に職を保証する旨の規定を設けているものの、当局はその法律を執行しなかった。

国籍／人種／少数民族

少数民族は、全国民の 30 パーセントから 40 パーセントを占めている。7つの少数民族州が全国土のおよそ 60 パーセントを構成しており、また、相当数の少数民族が国内の他の地域にも居住している。教育、住宅、雇用及び保健医療サービスの利用機会といった分野において、少数民族に対する政府の差別及び社会的差別が広範にわたって根強く残っている。複数の国際監視団体は、宗教的及び民族的背景に基づく著しい賃金格差は一般的であると述べている。

公立学校の必須授業言語は依然として、概ねミャンマー語であった。2017 年 4 月に発表された政府の国家教育戦略計画（National Education Strategic Plan）は、母語による教育に関する問題を扱っていなかった。民族集団が支配する学校の生徒は、国定カリキュラムを受けられないことがあった。先住少数民族の言語で書かれた国内出版物はほとんどなかった。

軍と少数民族の間の緊張関係は、停戦協定が成立した地域では幾分緩和しているものの、依然として強かった。軍は一部の少数民族集団が影響力を持つ地域に部隊を駐屯させ、特定の都市、町、高速道路を統制した。カチン独立組織（Kachin Independence Organization）及びカレン民族同盟（Karen National Union）を含む少数民族の武装集団は、緊張関係と情勢不安をもたらしている主要な原因として政府軍部隊の存在がますます大きくなっていることを指摘している。報告されている虐待の中には、殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移転、政府軍兵士による民族集団メンバーの強姦等が含まれていた。一部の少数民族集団もまた、人権侵害を犯した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ラカイン州のロヒンギャは、その民族性を理由に深刻な差別を受けている。ロヒンギャの大半は、移動、保健医療サービスの利用、経済活動への従事（第 7 節 d 項を参照）、教育の利用及び、出生、死亡及び婚姻の届け出（第 2 節 d 項を参照）に関する権利に対して極めて大きな制限を課されている。2012 年に避難した人々の大半は、仮設難民キャンプに居住したままであり、教育や保健医療を利用する機会或いは生計手段を見出す機会が極めて限られている。

軍や治安部隊は、2017 年 8 月からロヒンギャの村民に対して広範な残虐行為を行い、それは 2018 年中に記録された。それらの行為には、違法な殺害、強姦、拷問、恣意的な逮捕や、何百もの村、宗教施設その他の建物を焼き払う行為などが含まれていた。このような残虐行為及び関連する事件によって、2018 年 9 月現在で、700,000 人を超えるロヒンギャの人々がバングラディシュに避難を余儀なくされ、ロヒンギャの民族浄化を引き起こした。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

近年の政治改革によって、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）コミュニティが公開イベントを開催したり、公然と社会に参加したりすることがこれまでより容易になったが、一般市民の間には差別、不名誉及び非受容感が依然として定着していた。合意に基づく同性間性行為は刑法に基づき依然として違法であり、刑法には、「自然に反する犯罪」行為を禁止する条項が含まれており、最高刑として禁固 10 年及び罰金が定められている。「自然に反する犯罪」を禁止する法律は、男性及び女性両方に平等に適用されるが、これらの法律が執行されることは稀であった。LGBTI の人々の報告によると、警察は賄賂を強要するのに訴追するという脅しを用いた。刑法は、どちらかと言うと抑圧又は賄賂の要求に用いられることが多いのに対し、LGBTI の人々、特に性同一性障害の女性は、たいてい、通称、「見せかけ及び偽装法」の下に告発された。この法律では、生物学的な性別と一致しないとみなされる様式の服装又は行動を示す個人は「偽装」しているとする大義名分を用いる。ある国内 NGO の報告によれば、性同一性障害者の女性は、他の LGBTI コミュニティの構成員よりも警察から受けた虐待及び差別の程度が強かったということである。

2018 年 3 月、ヤンゴンの当局は、「自然に反する犯罪」の法律を使用し、従業員の 1 人の男性を性的に襲撃したとの容疑によって、ゲイを公言していたレストラン・オーナーを起訴した。この事案は年末現在で係属中である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

雇用に当たって、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われたという報告がなされている。LGBTIの人々は、医療従事者からの差別に直面したと報告した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

憲法は、国家の保健政策に従って保健医療を受ける個人の権利を規定し、政府が「地位」を根拠として差別を行うことを禁止し、且つ、法の下での雇用機会の均等及び平等を義務付けている。HIV／エイズ罹患者は、その憲法上の権利が侵害された又は抗レトロウイルス療法など必要不可欠な治療を拒絶された場合、政府に苦情を申し立てることができるが、個人がこれらの根拠に基づいて苦情を申し立てたという報告はなされていない。HIV に限定した保護法又は、HIV の人権的側面に特に取り組む法律はない。

HIV／エイズ罹患者に対する社会的暴力及び、雇用差別等の社会差別が相次いで報告された。懇親会や諸活動からの排除、言葉による侮辱、嫌がらせ及び脅迫及び、身体的暴行といった否定的な事件は広く発生している。HIV／エイズの感染リスクを高めることにつながる行動を非合法化する法律は依然として有効であり、このような行動に携わる個人に不利な社会的烙印及び差別を煽る直接的原因になり、HIV の予防、治療及びケアサービスをこうした個人が利用する機会を妨害している。

女性の性労働者及び性同一性障害者の女性に対しては強い社会的汚名が着せられ、また、差別が行われている。そして、この社会的汚名と差別によって、HIV の予防、治療及び社会的保護サービスを受けることを妨げられている。警察による女性性労働者への嫌がらせにより、女性性労働者はコンドームを携行することができなかった。

他の社会的暴力又は差別

その他の社会的暴力事案も報告されており、反イスラム教感情及びイスラム教徒に対する差別は定着していた。マバタのメンバーを含む仏教徒国粋主義者集団は、依然としてイスラム教徒を中傷し、イスラム教徒のビジネスをボイコットするよう要求した。

イスラム教徒のコミュニティは、警察による不平等な扱い、イスラム教を隠れて実践するように圧力がかかること、国籍証明書の取得しにくさ、地方自治体による移動の厳格な監視及び教育の機会の制限等に関する苦情を抱いていた。さらに、一部のイスラム教徒は、住宅賃借時の民間当事者による差別も報告している。複数の宗教団体が、2017 年 1 月のコー・ニー暗殺が、法に基づく処遇の改善に向けて戦うイスラム教徒に畏縮効果を与えたと指摘した（第 1 節 a 項を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

イスラム教に対するヘイトスピーチ、特にロヒンギャに対するヘイトスピーチはソーシャルメディアで蔓延しており、ミャンマーで最も一般的なソーシャルメディア・プラットフォームであるフェイスブックにおいて特にそうである。独立的報告では、軍が偽アカウントを使用してヘイトスピーチ的内容の生成と流布にも関わっていることが指摘された。

複数の情報筋によれば、イスラム教徒及びキリスト教徒は複数の制限によって、高等教育の機会を追求することも、高い官職に就くこともできず、イスラム教徒は自由な投資及び取引を行えなかった。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働者が独立した労働組合を結成し、それに参加する権利、団体交渉を行う権利、及び合法的なストライキを実施する権利を規定している。法律は、労働組合活動への従事を理由に解雇された労働者の復職を労働組織が要求することを認めているが、降格又は強制的な配置転換の形態での反組合的差別を明示的に禁じる規定、或いは労働者が組合結成を要求するのを保護する規定を設けていない。法律は、労働組合が正式に登録される前に、労働者を解雇から十分に保護するための規定を設けていない。

国防機関、軍隊及び警察の職員が労働組合を結成することは法律で禁じられている。法律は、労働者がその属する業界又は活動カテゴリー内においてのみ、組合に参加することを認めており、業界又は活動というこの定義は明瞭さに欠けている。基本的な労働組織は最低 30 人の労働者で構成されていなければならない。また、郡区登録局を通じて、労働・入国管理・人口省（Ministry of Labor, Immigration, and Population）（労働省）の登録官局（Chief Registrar's Office）に登録しなければならない。郡区の労働組織は、関連する基本的な労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けており、管区又は州の労働組織は、関連する郡区労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けている。このような上位の労働組合にはそれぞれ、同じ業界内の又は同じ活動を行う組織のみが含まなければならない。同様に、労働連合及び労働連盟もまた、正式に登録するための、すぐ下の層の管区又は州の労働組織の最低比率（それぞれ 10 パーセント及び 20 パーセント）を義務付けている。法律は、国内の労働連合及び労働連盟が国際的な労働連合及び労働連盟に加盟することを認めている。

法律は、労働問題に取り組む NGO 等の国内 NGO に対し、任意登録する旨の規定を設けている。登録を選択した組織は、組織の規約及び設立文書を政府に送付するよう要

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

求される。集会の自由に関する制限は、より広範囲にわたって引き続き課されていた
(第2節b項を参照)。

法律は労働組合に対し、労働者を代表する権利、雇用主と団体交渉を行う権利及び調停機関又は調停審判所に労働組合代表を送り込む権利を与えている。労働組合は、法律により、個々の労働争議及び個々の雇用契約において支援することを認められている。法律は、誠実に交渉を行う義務、交渉期間、登録又は団体協約の延長又は実施等の、団体交渉プロセスの管理に関して、詳細な措置を規定していない。政府、企業及び労働者の代表が参加する全国三者対話フォーラム (National Tripartite Dialogue Forum : NTDF) は 2018 年に 3 回会合を開いた。NTDF は、結社の自由、団体交渉及び紛争解決に関する法律の見直しに関して議会に諮問している。

法律は、経済特別区における労働争議を、原契約及び既存の法律に従い解決するよう定めている。経済特別区に関する法律に基づき、政府は、各特別区に労働審査官を 1 名指名し、賃金水準を定め、現地住民と外国人の比率を監視することに責任を負う、特別区三者委員会を設立した。

法律は、労働者の過半数が同意票を投じ、関係する労働連合の許可を取得し、詳細な情報及び 3 日前の事前通知を雇用主及び関係する調停機関に提示することを条件に、大半の部門でストライキを実施する権利を有する旨を規定している。法律は、必要不可欠なサービスを提供する部門においてストライキやロックアウトを実施することを認めていない。「公益事業サービス」(旅客輸送、貨物輸送、郵便、衛生、情報、通信技術、エネルギー、石油及び金融部門等)においては、遅くとも 14 日前までに関係する労働組織及び調停機関に事前に通知される場合は、ロックアウトの実施は認められる。公益事業サービスでストライキを実施する場合、一般に他の部門と同じ措置を講じなければならないが、維持すべき最低限のサービス水準を決定するために、ストライキの 14 日前までに事前通知を行い、労働者側と経営者側の間で交渉を行わなければならない。法律は、労働問題に直接関係のない問題に関するストライキを禁じている。

法律は、企業、郡区、管区及び国レベルで行われる個別及び団体労働争議に対する、調停又は仲裁による解決に関する枠組みを規定しているが、執行のための十分な仕組みを欠いている。和解契約に違反した場合の法に基づく刑罰は、最大 100 万チャット (650 ドル) の罰金になることがある。

複数の労働者団体の報告によれば、現行法に基づく登録要件に起因して、労働組織が国レベルで登録できないことが依然として最大の課題だということである。国家レベ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ルでの登録は多国籍企業と労働枠組み契約を締結するための前提条件となっている。
さらに、国際労働機関（ILO）、労働活動家及び報道機関は、労働組合を結成した又は労働組合に加入した労働者の多くがその後、雇用主によって解雇された又はその他の形態の報復を受けたことについても、引き続き懸念を表明している。労働組合の報告によると、労働者がストライキを実行する権利を行使したことで刑事告訴を受けた事例があった。労働組織からも、組合の登録について現地の労働事務所が法律に反して不必要に煩雑な手続き要件を要求したという報告があった。

労働者及び労働者団体は、雇用主に交渉を促す上で労働省は概ね協力的であると報告し続けているが、雇用主が交渉済みの契約を無視する或いは他の形態の反組合的差別を行っているという共通する報告が複数なされている。

法律は、労働者が独立した労働組合を結成し、それに加入する権利、団体交渉を行う権利、及び合法的なストライキを実施する権利を規定している。法律は、労働組合活動への従事を理由に解雇された労働者の復職を労働組織が要求することを認めているが、降格又は強制的な配置転換の形態での反組合的差別を明示的に禁じる規定、或いは労働者が組合結成を要求するのを保護する規定を設けていない。法律は、労働組合が正式に登録される前に、労働者を解雇から十分に保護するための規定を設けていない。

国防機関、軍隊及び警察の職員が労働組合を結成することは法律で禁じられている。法律は、労働者がその属する業界又は活動カテゴリー内においてのみ、組合に参加することを認めており、業界又は活動というこの定義は明瞭さに欠けている。基本的な労働組織は最低 30 人の労働者で構成されていなければならない。また、郡区登録局を通じて、労働・入国管理・人口省（労働省）の登録官局に登録しなければならない。郡区の労働組織は、関連する基本的な労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けており、管区又は州の労働組織は、関連する郡区労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けている。このような上位の労働組合にはそれぞれ、同じ業界内の又は同じ活動を行う組織のみが含まなければならない。同様に、労働連合及び労働連盟もまた、正式に登録するための、すぐ下の層の管区又は州の労働組織の最低比率（それぞれ 10 パーセント及び 20 パーセント）を義務付けている。法律は、国内の労働連合及び労働連盟が国際的な労働連合及び労働連盟に加盟することを認めている。

法律は、労働問題に取り組む NGO 等の国内 NGO に対し、任意登録する旨の規定を設けている。登録を選択した組織は、組織の規約及び設立文書を政府に送付するよう要求される。集会の自由に関する制限は、より広範囲にわたって引き続き課されていた（第 2 節 b 項を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

法律は労働組合に対し、労働者を代表する権利、雇用主と団体交渉を行う権利及び調停機関又は調停審判所に労働組合代表を送り込む権利を与えている。労働組合は、法律により、個々の労働争議及び個々の雇用契約において支援することを認められている。法律は、誠実に交渉を行う義務、交渉期間、登録又は団体協約の延長又は実施等の、団体交渉プロセスの管理に関して、詳細な措置を規定していない。政府、企業及び労働者の代表が参加する全国三者対話フォーラム（NTDF）は 2018 年に 3 回会合を開いた。NTDF は、結社の自由、団体交渉及び紛争解決に関する法律の見直しに関して議会に諮問している。

法律は、経済特別区における労働争議を、原契約及び既存の法律に従い解決するよう定めている。経済特別区に関する法律に基づき、政府は、各特別区に労働審査官を 1 名指名し、賃金水準を定め、現地住民と外国人の比率を監視することに責任を負う、特別区三者委員会を設立した。

法律は、労働者の過半数が同意票を投じ、関係する労働連合の許可を取得し、詳細な情報及び 3 日前の事前通知を雇用主及び関係する調停機関に提示することを条件に、大半の部門でストライキを実施する権利を有する旨を規定している。法律は、必要不可欠なサービスを提供する部門においてストライキやロックアウトを実施することを認めていない。「公益事業サービス」（旅客輸送、貨物輸送、郵便、衛生、情報、通信技術、エネルギー、石油及び金融部門等）においては、遅くとも 14 日前までに関係する労働組織及び調停機関に事前に通知される場合は、ロックアウトの実施は認められる。公益事業サービスでストライキを実施する場合、一般に他の部門と同じ措置を講じなければならないが、維持すべき最低限のサービス水準を決定するために、ストライキの 14 日前までに事前通知を行い、労働者側と経営者側の間で交渉を行わなければならない。法律は、労働問題に直接関係のない問題に関するストライキを禁じている。

法律は、企業、郡区、管区及び国レベルで行われる個別及び団体労働争議に対する、調停又は仲裁による解決に関する枠組みを規定しているが、執行のための十分な仕組みを欠いている。和解契約に違反した場合の法に基づく刑罰は、最大 100 万チャット（650 ドル）の罰金になることがある。

複数の労働者団体の報告によれば、現行法に基づく登録要件に起因して、労働組織が国レベルで登録できないことが依然として最大の課題だということである。国家レベルでの登録は多国籍企業と労働枠組み契約を締結するための前提条件となっている。さらに、国際労働機関（ILO）、労働活動家及び報道機関は、労働組合を結成した又は労働組合に加入した労働者の多くがその後、雇用主によって解雇された又はその他

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

の形態の報復を受けたことについても、引き続き懸念を表明している。労働組合の報告によると、労働者がストライキを実行する権利を行使したことで刑事告訴を受けた事例があった。労働組織からも、組合の登録について現地の労働事務所が法律に反して不必要に煩雑な手続き要件を要求したという報告があった。

労働者及び労働者団体は、雇用主に交渉を促す上で労働省は概ね協力的であると報告し続けているが、雇用主が交渉済みの契約を無視する或いは他の形態の反組合的差別を行っているという共通する報告が複数なされている。

b. 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じており、他者に強制労働を課す者は刑罰を科される旨を規定している。しかし、政府はこの法律を事実上執行しなかった。

法律は強制労働違反に対して刑罰を規定している。刑罰は、当該強制労働違反が軍、政府又は民間人のいずれによって犯されたかによって様々に異なる。軍の違反者は、軍法又は刑法に基づき訴追される可能性がある。民間の違反者は、行政処分を受けるか、又は刑法に基づき刑事訴訟を提起される可能性がある。刑法に基づく最高刑は禁固 12 カ月であり、軍法の下では禁固 7 年である。国際監視団体は、この刑罰が強制労働を抑止する上で十分なものであるとみなしている。

政府は、強制労働の撤廃に向けた ILO の行動計画の一部を引き続き実施し、2018 年 1 月には ILO との補足合意（Supplementary Understanding）を延長した。これには、年末までの強制労働被害者のための苦情処理制度が定められている。政府はまた、同年 1 月に ILO との間で、強制労働を撤廃する行動計画を作成するための覚書を締結し、これには、追加的な苦情処理制度に加えて強制労働に関する研修及び意識啓発活動が規定されている。

ILO は強制労働の苦情を引き続き受理したと報告しているが、苦情の件数は全体的に減少した。軍及び政府は苦情処理制度によって記録された苦情を受けたが、懸念に対応するために執行措置が取られたという証拠はなかった。政府が児童兵士の募集又は使用に関して文民法廷で兵士を訴追したという証拠はなかった。

紛争地域及び停戦協定に合意した地域を含め、全国で強制労働についての報告が行われており、強制労働が行われる割合は、激しい武力紛争が行われている州の方が高い。強制労働の報告には、強制的な荷物運搬のほかに、軍の「自立」方針に関係する活動が含まれている。この自立方針の下、軍の大隊は食糧及び労働力の供給を地元の村民

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

から自己調達する責任を負っている。こうした状況が強制労働その他の虐待を生み出す大きな要因となっている。

ミャンマーの 48 カ所の労働収容所の囚人は強制労働に従事していた（第 1 節 c 項「刑務所及び収容施設の状況」を参照）。

ILO は、民間部門において強制労働が行われているという報告を複数受理した。これには、失業の危険に晒されている労働者が報酬の有無を問わず行う過度な時間外労働及び債務労働などがあった。家事労働者もまた、依然として家事奴隷に陥る恐れがあった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

店舗、施設及び工場で働くことができる最低年齢は 14 歳であり、法律は、14 歳以上の「青少年の雇用」に対する特別規定を定めている。16 歳から 18 歳の被用者は、「成人に適任の労働」の遂行を許認する証明書を有していなければならない。法律では、18 歳未満の被用者を危険な環境で労働させることを禁じているが、政府は、特に児童労働が禁止される職業を列挙した危険業務一覧を確定していない。

訓練を受けた工場労働法監視局（Factories and General Labor Laws Inspection Department）の検査官が、児童労働に関するものを含めて、このような規制の適用を監視していたが、その法的権限は工場に対してしか及ばない。さらに、検査官は全体的な人材不足も障害となった。労働大臣を長とし、政府の全部門、民間部門、労働組合及び市民団体の代表で構成される、児童労働作業部会が定期的に会合を開いている。2018 年 2 月 5 日、政府は全国児童労働廃絶委員会（National Committee for the Elimination of Child Labor）を形成し、最悪の形態の児童労働の撤廃に関する第 182 号 ILO 条約（ILO Convention 182 on the Elimination of the Worst Forms of Child Labor）を実行する国家行動計画を起草する任務を作業部会に与えた。

労働省は他の省と協力して、児童労働の現状に関するデータ収集を強化したほか、児童労働の危険性に対する意識向上及び、子どもが利用できる他の教育環境についての情報提供を意図する、親向けのキャンペーンを継続した。労働省は教育省と連携して、子どもを職場から解放して就学させること及び、学校教育又は職業訓練の追求において元児童兵を支援することを目的とする、2 つのプログラムに取り組んだ。労働省は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

危険のない環境での就労を求める若年層労働者を訓練するための職業訓練学校を支援した。

児童兵士を徴募した罪による軍関係者に対する軍法に基づく刑事罰は、免職及び文民刑務所での禁固刑から給与 7 日間分の罰金まで様々に異なる（第 1 節 g 項を参照）。民間人に対しては、法律は子どもの徴募に対し、禁固 10 年から終身刑の罰則を定めている。法に基づく刑罰及び、他の児童労働法違反に対する同法の執行は、違反を抑止する上で十分とは言えなかった。

児童労働は依然として広く行われており、極めて目立っている。貧困のために両親が、子どもを義務教育の終了前に退学させ、子どもは大きな危険に晒されている。都市では、児童の大半が露店商又はゴミ収集人、レストランやカフェの接客係及び家事労働者として働いている。児童は、衣類の製造にも従事している。

子どもがインフォーマル経済で働くことも多く、場合によっては、薬物及び軽犯罪、逮捕の危険、営利目的の性的搾取、HIV／エイズその他の性感染に晒されている（第 6 節も参照）。

子どもは、喫茶店、農業及び物乞いで強制労働の対象になりやすかった。農村地域の子どもは、時に強制労働という状況の中で日常的に家族農業に従事している。

d. 雇用及び職業に関する差別

労働法令は、雇用差別を特に禁じていない。

伝統的に男性が支配的であった職業（鉱業、林業、大工、石工、漁業）における女性の就業は相変わらず少なく、女性は一定の職業から実質的に締め出されていた。

政府及び民間主体は、イスラム教徒が所有する企業の事業活動を妨害し、イスラム教徒が従業員の新規採用及び維持を行い、適切な労働基準を維持し、公的及び私的契約を確保する能力に悪影響を及ぼすような差別を行っているという報告がなされている。また、雇用において、LGBTI の人々の昇格拒否及び解雇等の、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われているという報告もなされている。複数の活動家の報告によると、公言したゲイ及びレズビアンが多くは、雇用機会を制限されており、こうした人々に対する社会全体の支援が全般的に欠けていると述べたということである。活動家の報告によると、全般的な社会的差別に加えて、HIV／エイズ感染者は官民両部門で、職場での強制 HIV 試験により陽性結果の後での停職処分及び解雇等の雇用差別を受けている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

e. 受入れ可能な労働条件

政府は、2018年5月から、公式の1日当たり最低賃金を3,600チャット（2.40ドル）から4,800チャット（3.15ドル）に引き上げた。この最低賃金は、あらゆる部門及び産業にわたって、1日当たり標準8時間労働を対象としており、従業員数が15人未満の企業の労働者を除き、全ての労働者に適用される。法律は、最低賃金を2年毎に見直すよう義務付けている。労働組合と活動家は、この最低賃金の引き上げを、労働者が生活コストの上昇に遅れないようにするには少額すぎるとして批判した。

法律は、被用者が100人以下の企業については、給料日に被用者に支払うことを雇用主に義務付けている。被用者が100人を超える企業の場合は、雇用主は指定された給料日から5日以内に被用者に支払わなければならない。超過勤務は1週間当たり12時間を超えてはならず、午前0時を回っての勤務は禁じられ、超過勤務が1週間当たり16時間を超えるのは特殊な場合に限るとされている。法律はまた、被用者の総労働時間を（超過勤務及び1時間の休憩を含めて）1日当たり11時間以下にすることも定めている。法律は、店舗、商業施設及び公衆娯楽向け施設に適用される。

労使紛争法（Labor Dispute Law）では、労働安全、衛生、福祉及び生産性に対する必須条件を定めているが、労働者が雇用契約を損なうことなく、その健康又は安全を脅かす状況から自発的に撤退できる可能性についての情報は少ない。

労働省の工場労働法監視局は、民間部門における労働環境を監督している。資源及び能力の双方が不足しているため、執行状況が制限されている。労働省の労働法検査官及び工場検査官の数が、適切な労働安全及び健康水準、賃金、給与、超過勤務及びその他の問題に適切に対処するのに十分ではなかった。特定の部門においては、他省（例えば、農業畜産灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation））が労働安全衛生法を規制した。

2018年1月、政府とILOは、多様なステークホルダーによる「ミャンマーにおける基本的な労働の権利と労働慣行の促進イニシアティブ（Initiative to Promote Fundamental Labor Rights and Practices in Myanmar）」の後援の下に、第3回労働ステークホルダー・フォーラムを開催した。このフォーラムは、結社の自由や団体交渉、労使紛争解決法の強化、国内の能力及び機関の強化等の様々な労働の権利及び労働問題を討議するため、公的及び民間部門から200人を超える参加者を集めた。

労働関係の法律は、公営企業では概ね執行されたが、民間企業内では法律違反が頻繁に発生していた。労働者は、関連の政府機関及び紛争解決機関に相次いで苦情を申し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

立てた。労働者団体は、政府による検査は稀にしか実施されず、また、実施の数日前に事前通知を行うことが多いため、工場の所有者は、（一時的である場合が多いが）施設を労働法に従うように変えることができたと訴えた。検査官の腐敗及び収賄が発生したと伝えられている。

社会保障局は、6 部門（政府、国際機関、季節農業及び漁業、建設、非営利団体、家事労働）を除き、従業員が 6 人以上の会社の全従業員を対象としている。しかし、實際上、社会保障局は主に登録労働者の大半が勤務する産業区を対象としているため、職場での事故又は災害に巻き込まれる個人の 1 パーセント未満しか支援していない。社会保障局は病院及び診療所を提供したが、事故又は職場での労働法違反に関して、独立して検証可能な統計を維持してはいなかった。監視団体の推測では、他の経済部門に従事する労働者に与えられる支援はさらに些少であり、また、事故や職場での労働法違反に関する統計データも公表されていなかった。